

西脇市新庁舎・市民交流施設
整備基本計画

平成 30 年 8 月
西 脇 市

計画策定に当たって

現在の市役所・市民会館は、整備から約50年、本市の行政機能、文化芸術活動などをはじめとする市民活動の拠点として、皆様に親しまれ、その役割を果たしてきました。

この間、地域を支えてきた経済構造の変化や、大規模商業施設の撤退など、「まちなか（中心市街地）」は空洞化が進み、かつてのにぎわいが失われているだけでなく、市全域の中で最も高齢化率が高く、人口減少率も高いエリアとなっています。

こうした中、「新しい西脇市を創る」ために「変わるリスクを取る」という決意のもと、市役所・市民会館を、まちなかの大規模商業施設跡地（下戸田）へ移転し、新庁舎・市民交流施設として一体的に新築整備するという決断をいたしました。

このたびの整備を、単に市役所・市民会館を建て替えるだけではなく、まちなかを利便性の高いエリアへと再生するとともに、にぎわいを創出するエリアへと変えていくための起爆剤にしたいと考えております。

そのために、市民交流施設については、「つながり」をテーマとして、文化芸術をはじめとする多様な市民活動の場として整備することに加え、楽しみながら気軽に「健康づくり」に取り組むことのできる機能の整備なども計画しています。

今回の整備に当たっては、「市民の利便性・職員の生産性・施設の効率性（稼働率）」を重視し、従来の概念に捉われることなく、諸室の共有化、多機能化、効率的な運用を図り、最小限の投資で最大限の効果が発揮できるよう整備を進めてまいります。

そして、新庁舎等の整備に併せ、公共交通網の再編や商業の振興など多面的な施策展開も検討し、「まちなかの再生」に取り組むとともに、新庁舎等を年間50万人が訪れる茜が丘複合施設と並ぶ市の拠点施設とすることで、「にぎわい」の創出につなげていきたいと考えております。

このたびの新庁舎・市民交流施設の整備は、まさに50年に一度の大事業であり、本市を取り巻く社会情勢が変化する中で、新しい西脇市を創るための挑戦でもあります。

引き続き、市民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

西脇市長 片山 象三

第1章：整備の基本的な考え方

1. はじめに	1
2. 検討経緯	3
3. 整備する機能	7

第2章：配置計画

1. 計画地	16
2. 施設配置計画	22
3. 建物ゾーニング.....	24
4. 公共施設複合化のメリット	25
5. 施設配置ゾーニング	27

第3章：施設計画

1. 施設規模の算定.....	32
2. 諸室条件の整理.....	34
3. 駐車場規模の算定	37
4. 階構成・各部署の配置の考え方.....	39
5. 建物長寿命化の検討	43

第4章：構造計画

1. 施設の耐震安全性能	45
2. 施設の構造計画.....	47

第5章：意匠計画

1. ユニバーサルデザインの考え方.....	48
2. 外構計画の考え方	49

第6章：環境計画・設備計画

1. 環境にやさしい施設計画	50
2. 合理的で効率的な設備計画	51

第7章：防災計画

1. 大規模災害に備える施設	52
----------------------	----

第8章：周辺整備計画

1. 道路計画	53
2. その他周辺整備計画	54

第9章：事業計画

1. 事業計画	55
2. 現庁舎等跡地活用計画	59
3. 事業スケジュール	60

参 考：用語解説

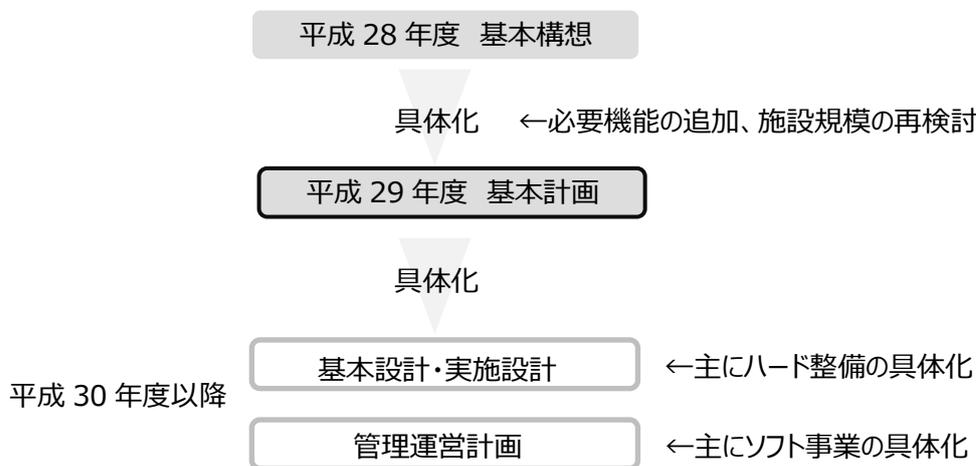
第1章 整備の基本的な考え方

1. はじめに

(1) 基本計画策定の目的

西脇市では、老朽化や耐震性能不足などの課題を抱える市役所、市民会館について、それらの課題解決を図るとともに、市の中心市街地におけるまちづくりを進めるため、カナート跡地（下戸田）において、新庁舎・市民交流施設（以下「新庁舎等」といいます。）として移転新築することとし、平成28（2016）年度には「西脇市新庁舎・市民交流施設基本構想」（以下「基本構想」といいます。）を策定しました。

基本構想を受けて、平成29（2017）年度からは、より具体的な整備内容の検討を進めてきました。西脇市新庁舎・市民交流施設基本計画（以下「基本計画」といいます。）は、整備の具体的な内容を示すものです。



(2) 基本的な考え方

新庁舎等整備では、老朽化した市役所や市民会館を建て替えるだけでなく、基本構想に掲げた「にぎわいを創出する新たな公共空間」を実現するために、従来の市役所・市民会館にはなかった機能を追加することで、これまでの行政機能、市民活動・文化芸術活動としての場だけでなく、日常的に市民をはじめとする多くの方が気軽に訪れることができる空間づくりを計画しています。

また、基本計画の策定と併せて、将来に向けた中心市街地のあるべき姿や具体的な取組などについて、市民の意見を踏まえながら、「西脇市まちなか（中心市街地）活性化計画」の策定にも取り組んでいます。

そうした中で、基本計画では、市民交流施設として、従来のホール機能だけではなく、楽しみながら健康づくりを進めることのできるスペースやこれまで以上に多様な市民活動・交流活動に活用できるスペースを設けています。

また、高齢化社会において、ますます重要になってくる医療・福祉に関する機能も担うことができるよう、在宅医療・介護連携支援センターや地域包括支援センター等の配置についても検討しています。

それらの施設・機能の整備と併せて、市の主要な公共交通であるバスの営業所に隣接した立地を生

かし、市のゲートウェイとして地域資源のPRを展開する機能なども配置する予定です。

なお、整備規模の検討に当たっては、諸室や空間の共有化を図るなど、可能な限り効果的・効率的な計画とすることに留意し、「市民の利便性・職員の生産性・施設の効率性（稼働率）」を重視した整備を進めます。

また、基本構想に掲げた基本コンセプトである

- 「(1) 市民の安全・安心な暮らしを支える」
- 「(2) 暮らしに身近で、誰もが使いやすい」
- 「(3) まちの未来を創り、交流の拠点となる」

の実現に向けて、老朽化した市の重要施設の安全性、信頼性を向上させるとともに、大型商業施設の撤退以後、著しくにぎわいが失われた中心市街地において、多様な市民活動・交流活動の場を創り出し、市民をはじめとする多くの方が訪れる「にぎわい」を中心市街地へ展開していくことができるよう計画を進めます。

2. 検討経緯

(1) これまでの経緯

新庁舎等の整備に向けたこれまでの検討経緯については、次のとおりです。平成 29（2017）年度は主として、「にぎわい」を創出する機能の具体化や詳細な施設規模について、サウンディング型市場調査や基本計画の策定等を行いました。

表：検討の経緯

時期	事項
平成 25 年 2 月	庁舎耐震診断実施（Is 値 0.3 未満が多数）
平成 25 年 9 月	市民会館耐震診断実施（Is 値 0.3 未満が多数）
	両施設ともに、早急に耐震性能の向上策の検討が必要である状況が判明
平成 27 年 3 月	公共施設等総合管理計画 中間報告書
平成 27 年 8 月	公共施設適正化検討委員会 中間答申
平成 27 年 9 月	市議会本会議一般質問において庁舎建替えを表明
	庁舎の耐震性能向上のため、コスト面の有利性や市役所の課題の抜本的な解決を図ることが可能な手法として、庁舎建替えの検討を進める。
平成 28 年 2 月	施政方針
	市民会館についても、庁舎整備に併せて、建替え及び庁舎との一体的な整備の検討を進める（整備候補地及び手法等について、検討を継続）。
平成 28 年 6 月	公共施設適正化検討委員会 中間答申（その2）
	将来のまちづくりや施設計画上の有利性、工期中の利便性確保（市民会館の閉鎖が不要であるなど）の観点からカナート跡地（下戸田）が整備地にふさわしいとの答申
平成 28 年 7 月	第 53 回市議会定例会で西脇市役所の位置を定める条例の改正が可決
	新庁舎等位置をカナート跡地（下戸田）に移転することが正式に決定
平成 28 年 7 月	カナート跡地（下戸田）を新庁舎整備用地として取得
平成 28 年 10 月	西脇市新庁舎・市民交流施設整備基本構想策定
平成 28 年 11 月	公民連携サウンディング市場調査実施
平成 29 年 4 月	新庁舎・市民交流施設整備基本設計等業務に着手
平成 29 年 7 月	公民連携サウンディング市場調査（第 2 回目）実施

(2) 市役所・市民会館の課題

市役所及び市民会館の抱える課題については、次のとおりです。これらの課題を踏まえた整備を検討していく必要があります。

①市役所の課題

ア) 建物の老朽化

庁舎は築50年が経過し、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」による耐用年数50年（RC造の事務所）を超過しています。また、老朽化に伴い、庁舎内外ではクラックやタイル落下等が発生し、応急的な修繕を行っている状況です。

イ) 耐震性能不足

庁舎や病院などの公共施設は、Is値0.75以上が目標（災害対策拠点となる施設については、Is値0.9以上が必要）とされていますが、平成25（2013）年2月に耐震診断（兵庫県住宅建築総合センターに評価依頼）を行った結果、Is値が0.09と診断される箇所があるなど、耐震性能が著しく不足しています。そのため、震度6程度の地震が発生した場合には、庁舎が倒壊又は崩壊する危険性が高い状況になっています。

ウ) その他の課題

その他の課題としては、機能の陳腐化など、次の課題が顕在化しており、上記の課題と併せて解決を図る必要があります。

- ・スペースの不足、利用の非効率性
- ・省エネルギー対策
- ・バリアフリー対策
- ・庁舎の分散等による利便性の低下

表：庁舎の概要

建築年	昭和43（1968）年
敷地面積	16,545.25㎡
建築面積	2,311.65㎡
延床面積	5,277.30㎡
階数	地下1階地上4階 塔屋1階
構造	鉄筋コンクリート造 鉄骨造（増築部分）



②市民会館の課題

ア) 建物の老朽化

市民会館は築 52 年が経過し、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」による耐用年数 41 年（RC 造の劇場）を超過しています。また、屋上防水や外壁部などは老朽化による不良箇所が散見されます。

イ) 耐震性能不足

Is 値 0.75 以上が目標とされているなか、多くの階で Is 値が 0.3 未満となっており、耐震性能が不足しています。

加えて、全階でコンクリートの設計基準強度が $F_c=18\text{N}/\text{mm}^2$ を下回っており、コンクリートの劣化が懸念されます。また、中性化深さは最大 83.0mm と基準値 28.7mm を大きく上回っているため、構造体の劣化も懸念されます。

ウ) その他の課題

その他の課題としては、機能の陳腐化などから、次の課題が顕在化しており、上記の課題と併せて解決を図る必要があります。

- ・バリアフリー設備の不備
- ・施設及び設備の陳腐化
- ・利用状況の低迷

表：市民会館の概要

建築年	昭和 41 (1966) 年
敷地面積	16,545.25 m ² (庁舎と同一敷地)
建築面積	2,206.61 m ²
延床面積	2,867.82 m ²
階数	地上 3 階
構造	鉄筋コンクリート造



③その他周辺公共施設について

市役所、市民会館の周辺には、次のとおり複数の公共施設が配置されていますが、旧耐震基準による設計となっていること、老朽化が進んでいること、庁舎機能が一部分散配置しており利便性や業務が非効率になっているなどの課題があることから、庁舎等と一体的に建て替えることとし、整備後は、公共施設適正化の観点から市役所、市民会館とともに廃止します。

表：統廃合予定周辺施設一覧

施設名	延床面積	建築年
市役所第二庁舎	480m ²	昭和34 (1959) 年
健康づくりセンター	615m ²	昭和59 (1984) 年
生涯学習まちづくりセンター	2,095m ²	昭和52 (1977) 年

(3) 建設地

将来のまちづくりに関する課題等を踏まえ、次の理由から新庁舎等の整備地にカナート跡地（下戸田）を選定し、平成28（2016）年度にカナート跡地を取得しました。

- ① 将来のまちづくりに適した立地であること。
- ② 公共交通等を生かすことができる立地であること。
- ③ 工事期間中の市民の利便性が損なわれないこと。
- ④ 現在地に比較して、広い敷地を生かし自由度の高い設計が可能であること。

カナート跡地の位置する市街地周辺は平成16（2004）年台風23号の豪雨により浸水被害が発生しましたが、平成16年以降、河川改修をはじめ、市街地の排水路改修、ポンプ場整備などの浸水対策を進めてきました。その結果、平成16年台風23号と同程度の降雨があったとされる平成25年台風18号の際は、対策前と比較して河川水位の低下が見られ、対策の効果が確認できました。

なお、想定を上回る浸水被害の発生に備え、庁舎等の重要設備機器等は上階に配置するなど配慮します。



図：建設地航空写真

(4) 基本コンセプト

新庁舎等の整備に係る基本コンセプトは、基本構想のとおり次の3つを定めます。

- ① 市民の安全・安心な暮らしを支える。
- ② 暮らしに身近で、誰もが使いやすい。
- ③ まちの未来を創り、交流の拠点となる。

新庁舎等は、次項以降で検討する複数の機能を連携させるとともに、一体的なエリアを形成することで、市民の暮らしにより身近な場所、そして、魅力的な公共空間・交流拠点となることを目指します。

また、行政機能・議会機能を有する施設として、安全かつ利便性の高い施設とするとともに、市民と行政が協働でまちの未来を描ける場となるような空間を目指します。

市民交流施設は、健やかな心身を育むための健康増進活動や、市民の文化芸術活動をはじめとする多様な市民活動を支えるとともに、幅広い市民交流の場となることを目指します。

3. 整備する機能

基本コンセプトの実現に向けて、基本計画では、必要な機能をより具体的な視点から再検討を行いました。基本設計では、これらの機能を具現化するとともに、今後検討する運営計画において、さらに具体的な事業イメージ等の検討を進めます。

(1) 必要な機能の検討

基本構想において、基本計画の策定段階で必要機能の詳細を検討していくこととしていました。

特に、「にぎわい」を創出する機能については、行政だけの検討では、検討内容や実現性が限定的なものとなるため、現在策定中の「西脇市まちなか（中心市街地）活性化計画」の市民ワークショップ等において、市民意向等の把握を進めてきました。

また、民間事業者と直接的な対話を行い、事業性の調査などを行う、サウンディング型市場調査を2回にわたり実施しました。

【サウンディング型市場調査の結果概要】

ア) 実施時期・参加者数

第1回：平成28（2016）年11月 6者

第2回：平成29（2017）年7月 2者

イ) 実施結果

第1回

- ・旧カナートのような大型商業施設の立地は困難。近隣住民等を対象とした物販店舗等の立地可能性はある。
- ・事業手法は、DB方式による公共施設、民間施設の一体的な整備が望ましい。

第2回

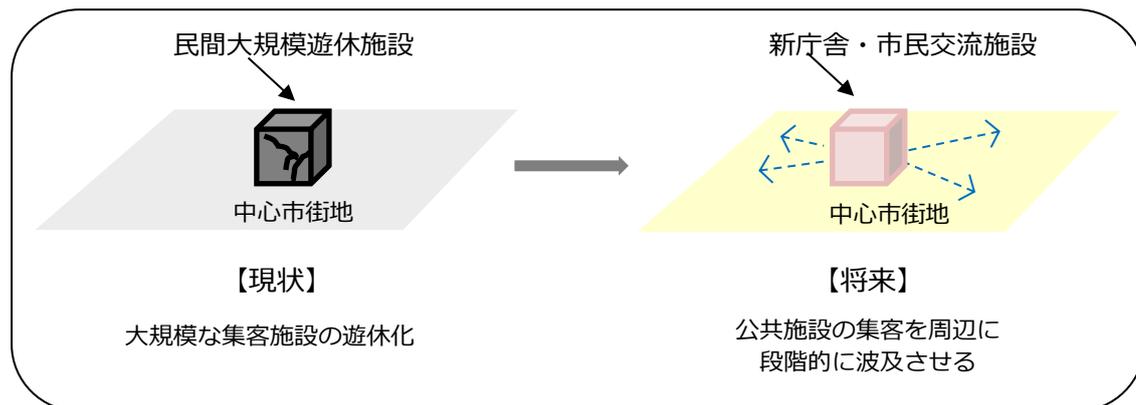
- ・中心市街地での買物環境を改善する買回り品等を中心とした商業施設の立地は困難。レストラン・カフェ等については運営可能である。
- ・健康や福祉等の地域課題等の解決に資する民間施設の立地については、具体的な提案はなし。

市では、調査結果を受けて、市民からの要望が多い市内の買物環境を改善するような民間商業施設の新庁舎等整備地への誘致は、困難であると判断しました。

一方で、商業的な「にぎわい」の創出は困難であっても、新庁舎等は中心市街地に位置することから、幅広い世代の市民が日常的に訪れることができ、公共施設の本来の機能として、地域課題の解決につながるような場所として、市民交流施設の機能を拡充します。

また、大阪・神戸をはじめとする市内外からの路線を有するバス営業所に近接した立地を生かし、市のゲートウェイとして、観光案内機能や地域資源のPR機能などを市民交流施設に追加します。

なお、中心市街地における買物環境、商業的なにぎわいの創出については、消費活動を主目的としない公共施設整備（新庁舎等整備）による集客を契機として、長期的な観点から必要な施策を引き続き検討することとします。



図：長期的な中心市街地活性化のイメージ

(2) 新庁舎

新庁舎については、基本コンセプトを踏まえ、行政として高い信頼性を確保するとともに、来庁者の利便性、職員の生産性向上に配慮した執務空間とします。また、諸室の共用化などを図り、コンパクトで効率的な庁舎を実現します。

① 市民利用関係

来庁者の利便性に配慮した、誰もが利用しやすい庁舎を実現します。

ア) 窓口・相談機能

- ・市民利用の多い窓口や関係性の高い窓口を1つのフロアに配置するワンフロア窓口を実現します。
- ・住民票、税証明などの証明書発行機能を1つの窓口に集約する証明書発行クイック窓口を検討します。
- ・短時間での対応が求められる証明書発行と時間をかけた丁寧な対応が求められる相談業務等を適切に分けたフロアを実現します。
- ・求められるプライバシーレベルに応じて、カウンター形状をより個別性の高いものにするほか、相談室を適切に配置します。
- ・待合スペースや廊下は、ゆとりを持った計画とし、利用者の快適性を向上させるほか、ユニバーサルデザインに配慮したものとします。

イ) 案内機能

- ・エントランス付近に施設総合案内を設置するとともに、案内サインについても利用者にわかりやすく、ユニバーサルデザインに配慮した計画とします。

ウ) その他機能

- ・親子での利用に配慮し、キッズコーナーや授乳室などを配置します。
- ・市民協働スペース（ギャラリーや共用会議室など）は、市民交流施設に配置することとし、市民の利便性を確保します。

- ・多目的トイレ（車椅子の利用、親子での利用、オストメイトの利用などを想定したトイレ）を複数配置します。

②行政関係

行政サービスの向上、多様化するニーズへの対応を進めていくため、職員の業務効率を向上させる執務空間を確保します。会議室については、災害対策室など行政が専ら利用すべきものは、確保しますが、その他の会議室は、市民交流施設との共用が可能となるよう効率的な計画とします。

ア) 執務機能

- ・来庁者にわかりやすく、機能的かつ効率的な空間とするため、オープンプローアを基本とします。
- ・フロアについては、情報機器や業務量の増加にも対応できるフロア空間を確保します。
- ・専用諸室は最小限とします。
- ・会議室が事務作業や一時的な物品の保管場所として占有されている状況を踏まえ、一時的な執務スペースとして利用できる共用の作業室を設けます。

イ) 会議機能

- ・利用実態に応じて、適切なサイズの会議室を複数設けます。また、大型会議室は間仕切りで区分することで、必要なサイズで運用できる計画とします。
- ・行政専用の会議室は最小限にとどめ、市民交流施設に共用会議室を設けます。

ウ) その他機能

- ・行政情報の開示、市施策について公表・PRを行うため、情報公開コーナーなどを設けます。
- ・行政情報の効果的な発信を行うため、マスコミ各社が利用する記者クラブを設けます。

エ) 倉庫・書庫等機能

- ・書庫については、整備コストを抑制するために、文書の特性に応じ、庁舎内と外に配置するものを区分し、庁舎内に配置する書庫は最小限のものとし、庁舎内に収容しないこととしたものは庁舎外に別棟で建設する書庫に保管します。
- ・大型の倉庫、車庫については、庁舎外に設けます。

③議会関係

市民の代表として、透明性や公平性を確保しながら、「市民に開かれた議会」に資する整備を実現します。

ア) 議会機能

- ・議場はフラットな床とすることで、ユニバーサルデザインへの対応を図ります。また、傍聴席は、議場と区分したフロアとし、車椅子での利用などにも配慮したものとします。
- ・議場や委員会室は、市民や行政が講演会や会議等の利用にも対応できるものとします。
- ・議会、委員会のインターネット中継設備や議場ロビー等に中継モニターを設置します。

④防災機能関係

防災機能を有する庁舎部分については、免震構造などの高い耐震性能を有するものとするほか、電気・通信設備など重要機器についても地震や浸水被害に対して、高い信頼性を確保します。

ア) 災害対策本部機能

災害発生時に大会議室を災害対策本部として利用できるよう、必要な設備を収納する倉庫を設けます。また、関係機関の職員等の待機スペースについても同フロアに配置します。

また、災害対応に関係する部課を可能な限り、同フロアに配置することで、災害時の業務連携を高めめます。

イ) 防災倉庫機能

災害対応時に即応するための備品（避難所開設等に係る備品）を収容する倉庫を庁舎内に整備するとともに、災害対応に必要な資機材や車両を収容するための倉庫・車庫を設けます。

ウ) その他防災機能

防災拠点として、災害時であっても継続して業務継続が可能になるよう非常電源の確保や飲料水等の確保を行います。

市民交流施設では、ホールをフラットな床とすることで、災害支援物資や災害ボランティアの受入れ等の拠点として活用できるように検討します。また、敷地内に支援物資輸送用のトラックなどがスムーズに乗り入れできるよう計画します。

⑤セキュリティ関係

新庁舎は、市民交流施設と一体となった施設でありながら、行政が保有する個人情報等を適切に管理する必要があるため、適切なセキュリティラインの設定、防犯カメラや認証システムの導入などを進めます。

(3) 市民交流施設

本市では、人口減少や中心市街地の活力低下など様々な課題を抱えています。そうした中において、市民が豊かさを享受しながら、共に支え合い暮らしていくためには、「交流」からはじまる地域社会への参画や自己実現の機会を創出していくことが必要です。

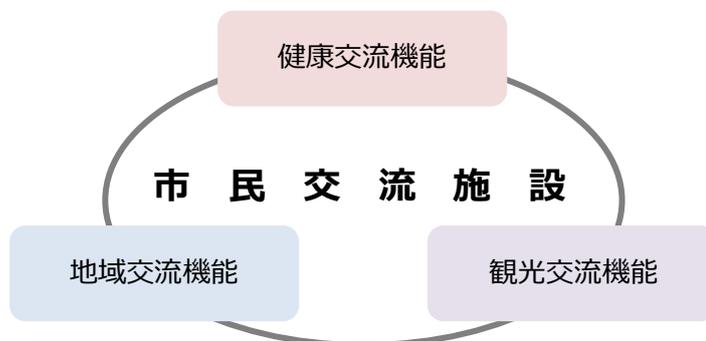
多世代にわたる個人や団体などの多様な主体による交流は、地域社会においてソーシャルキャピタルを育むことにつながり、個人や行政だけでは対応に限界があるような地域や社会が抱える様々な課題に対し、市民が中心となって、解決に向けた取組を図っていくことが可能になります。

また、生涯学習や健康づくりをはじめとして、様々な方面で、誰もがその目標や夢の実現に向けてチャレンジする、自己実現に取り組める場所が地域に存在することが、個人の幸福感を高めるだけでなく、地域社会全体の豊かさにつながると考えられます。

そのため、市民交流施設は、暮らしに身近で魅力的な公共空間として、市民が日常的に訪れたいような「交流」を軸とした、多彩な機能を有する施設とします。

具体的な機能として、多世代にわたる交流、健康づくりのための健康交流機能、多様な市民活動・文化芸術活動の場としての地域交流機能、地域資源を活用して交流人口を創出するための観光交流機能の3つの機能を核とします。また、それぞれの機能は独立して存在するものではなく、一体的な施設として相互連携することで、より効果的な事業展開を図ることが期待されます。

- ・健康交流機能 … 多世代が楽しみながら健康づくりに取り組むことのできる機能
⇒体操、健康チェック、ヘルシークッキングスクールなど、様々な事業展開により、市民の健康づくりを支援します。
- ・地域交流機能 … 大規模な集会や文化芸術活動等の市民活動の舞台となるホール機能
⇒移動観覧席を有する多機能ホールにより、市民の幅広い地域交流活動を促進します。
- ・観光交流機能 … まちなかや市内に存する観光資源の案内、地域資源のPR機能
⇒カフェ、まちの魅力発信、観光案内、地場産品販売などにより、地域資源のPRを推進します。



図：市民交流施設イメージ

①健康交流機能

ア) 基本的な考え方

「健康」は、豊かな暮らしを送るための基盤となる大切な要素のひとつです。そのため、生涯を通じて健康で暮らすことのできる健康寿命の延伸が重要になっています。

これまで、本市における健康増進に関係する事業や公共施設は、その事業展開や利用が特定の世代や対象者に特化しているなど、効果が限定的なものとなっていました。

そうした中で、健康寿命を伸ばし、生活習慣病予防や介護予防の効果を高めるためには、健康づくり活動に無関心な層や若年層を含む多世代へのアプローチが重要になっています。

そのため、健康交流機能は、多様な市民活動のステージとなる市民交流施設の中にあって、高齢者の方だけでなく、若い方も含めた多世代にわたる健康づくりの場、健康づくりを通じた交流の場となることが求められます。

それを踏まえ、健康交流機能は、複合施設の相乗効果を生かしながら、「行ってみたくなる、やってみたくなる、わくわくする」ような視点で事業を計画し、気軽に健康づくりに取り組むことができる環境を目指します。

表：平成 27（2015）年度の健康寿命

	男性		女性	
	健康寿命	平均寿命	健康寿命	平均寿命
西脇市	78.32 歳	79.90 歳	83.97 歳	87.41 歳
兵庫県	79.62 歳	81.06 歳	83.96 歳	87.15 歳

(兵庫県健康増進課ホームページより)

イ) 具体的な役割

上記の基本的な考え方を踏まえ、健康交流機能の果たすべき役割を次のとおりとします。なお、事業展開等の詳細については、別途策定予定の運営計画において、今後検討を進めます。

i) 役割

- ・自身の健康について、手軽に知ることができ、相談することができる場
- ・主体的にカラダを動かすことができる場、楽しみながら健康づくりに取り組める場
- ・カラダだけでなく、ココロもリラックスできる場
- ・市民が主体となる健康づくりグループ等の活動や交流の場
- ・講演、講座等の開催により市民の健康づくりに関する意識や知識を高める場

ii) 用途

従来の健康づくりセンターの機能を引き継ぐだけではなく、基本的な考え方や果たすべき役割を踏まえ、健康交流機能の用途、規模を次のとおりとします。

- ・健康づくりに関するプログラムや健診等を実施することのできる相談室や活動室、調理室などの諸室を設けます。
- ・自主的な健康づくりに取り組むことができるウォーキングマシンや測定器具などを設置する諸室を設けるほか、屋外等にもウォーキングコースなどを設置します。

- ・施設規模については、従来の健康づくりセンターの規模をベースとして、上記の必要な諸室を拡充します。

ウ) 事業展開方針

「行ってみたくなる、やってみたくなる、わくわくする」を実現するためには、これまでの意識的な健康づくり施策だけでなく、楽しみながらの取組が健康につながっていくような施策への取組が必要になっています。そのためには、既存の保健事業に加えて、多面的な施策展開が必要であり、行政だけではなく、医師会等の関係機関や民間事業者との連携による施策展開を検討します。

②地域交流機能

ア) 基本的な考え方

市民会館は、長年にわたって、世代を超えて多くの市民に親しまれ、本市の文化芸術を育ててきました。それを受けて、地域交流機能は、市民会館で培われてきた市民主体の文化芸術活動を受け継ぐとともに、より幅広い世代に活用される場とすることで、多様な市民活動が展開される「心躍る交流のステージ」を目指します。

イ) 具体的な役割

上記の基本的な考え方を踏まえ、地域交流機能の果たすべき役割を次のとおりとします。なお、事業展開等の詳細については、別途策定予定の運営計画において、今後検討を進めます。

i) 役割

- ・市民が主体となった文化芸術活動の発表や練習、鑑賞の場
- ・市民が中心となるグループ、団体等の集会や交流の場
- ・活動主体である団体、個人間等を横断する交流の場、地域と世代を超えた共感と継承の場
- ・講演、講座等の開催により市民の教養を高め知的欲求を充足する場
- ・他市町住民との文化芸術を媒介とした交流、交歓の場
- ・情報の収集・蓄積及び発信の場
- ・その他、多様なイベント、集会の場

ii) 用途

基本的な考え方や果たすべき役割を踏まえ、地域交流機能の用途、規模を次のとおりとします。なお、必要に応じて、市民交流施設の他機能と諸室を共用することで、効率的な整備を目指します。

- ・プロセニウム形式の舞台を有する多機能ホール（600席※）。なお、多機能な用途を想定するため、移動観覧席とすることで、展覧会などでも利用できるフラットな床形式に対応します。
- ・小規模な講演、集会等で利用する会議室を複数設け、ホールでのイベント時は、出演者の控室等としても利用できるようにします。
- ・オープンな空間でのイベント・展覧会などに対応する多目的なスペースをエントランスロビー空間に設けます。
- ・その他、楽屋、シャワー室などを設けるほか、現市民会館の課題となっている舞台形状や舞

台まわりの動線についても、演者の利用のしやすさに配慮した計画とします。

※客席数を600席とした考え方については、iii)・iv)に示します。

iii) ホール座席規模の考え方

基本構想においては、ホール座席規模を市民会館大ホール平均利用者数や将来的な人口減少を踏まえ、500席程度とし、詳細は基本設計等で検討するとしていました。

基本計画において、利用実態の再精査、利用団体等へのヒアリングを進めたところ、500席程度では、現在実施している市民イベント（あなたが主役フェスティバル等）や市内小中学校等による音楽発表会などの開催が困難になると判断したことから、現在の660席から10%削減した600席をベースとして基本計画・基本設計を進めることとしました。

iv) 座席規模に関する参考データ

西脇市本庁舎等の整備に関するアンケート調査（平成28（2016）年1月実施）による市民会館の座席規模についての回答では、「現状の客席数より少なくても良い」が35.7%（281人）と最も多く、次いで、「現状の客席数（660席）が必要」が25.4%（200人）、「わからない」が17.7%（139人）となっています。

また、平成28（2016）年度の市民会館大ホールの利用実績では、500席以上の利用があった催しは年間14件、うち600席以上は9件となっています。なお、近隣市町のホール座席数は次のとおりとなっています。

表：近隣市町のホール座席数

市町名	施設名	座席数
三木市	文化会館大ホール	1,302席（小ホール 539席）
小野市	うるおい交流館エクラホール	502席
加西市	市民会館文化ホール	798席
加東市	やしろ国際学習塾ホール	700席
	滝野文化会館ホール	404席
	東条文化会館（コスミックホール）	574席
多可町	文化会館(ベルディーホール)	616席

ウ) 事業展開方針

上記の基本的な考え方を踏まえ、地域交流機能の事業展開の方針を次のとおりとします。なお、事業展開等の詳細については、運営計画において、今後検討を進めます。

- i) **自主活動支援**…市民の自主的な文化芸術活動などを通じた人づくりとまちづくりの促進を支援します。
- ii) **交流支援** …市民が気軽に立ち寄り、いつでも交流できる、そのような「にぎわい」の場となる空間や事業の創出を図ります。
- iii) **育成支援** …市の将来を担う子どもたちを対象にした様々なイベントにより、創造性や豊

かな感性を養うとともに、郷土やまちに対する愛着を育みます。

- iv) 連携支援** …既存の美術館、アピカ音楽ホール等における文化芸術活動との連携を図り、活動の面的な広がりを支援します。

③観光交流機能

ア) 基本的な考え方

本市は、有名観光地のような特筆すべき観光資源は有していませんが、豊かな自然の中で、播州織等の地場産業で栄えた時代を感じさせるような町並みや歴史ある建物が点在しているなど、特色ある環境や地域資源を有しています。

そうした中で、本市が進める観光交流は、地域資源を生かした体験型の観光や黒田庄和牛、播州ラーメンなどに代表される食資源などにまつわる目的性・テーマ性のある観光交流であるため、観光交流機能は、観光案内だけではなく、ストーリー性を持った地域資源のプロモーションを図る機能を目指します。

イ) 具体的な役割

上記の基本的な考え方を踏まえ、観光交流機能の果たすべき役割を次のとおりとします。なお、事業展開等の詳細については、別途策定予定の運営計画において、今後検討を進めます。

i) 役割

- ・阪神都市間への路線を有するバス営業所に隣接した立地を生かした、市のゲートウェイとしての地域資源プロモーション展開や案内の場
- ・来訪者と市民の交流、地域資源を生かした商品、体験などを通じた交流など「ヒト、モノ、コト」に関する交流の場としてのカフェやPRの場

ii) 用途

- ・観光交流機能は、新庁舎等の来庁者や来館者に対し、地域資源のプロモーションを行う必要があるだけでなく、市のゲートウェイとして、観光交流の主体となる市内やまちなかの地域資源へ来訪者を誘導していく必要があります。そうした中で、観光交流機能自体が観光交流の目的施設となる必要性は低いため、大規模な専用諸室等は設けず、エントランスやロビー空間の一部を共用することとします。
- ・カフェや物産PRの場については、事業の実現可能性、運営形態等を考慮のうえで、必要なスペースを確保します。

ウ) 事業展開方針

市のゲートウェイとして、その機能を果たすためには、その機能や施設が単独で完結することなく、市内や中心市街地の地域資源を効果的に結びつけるような施策が必要です。また、市外からの来訪者だけでなく、市民に対しても地域の魅力を感じることでできる場となるよう、施策の展開を検討します。

第2章 配置計画

1. 計画地

(1) 新庁舎等の建設予定地の位置関係

新庁舎等の建設予定地は、市の南部に位置しています。一方で、市の人口は南側に集中していることもあり、地理的位置だけでなく人口分布も踏まえると、東西南北どの方向からのアクセスにも配慮する必要があります。



図：西脇市広域図

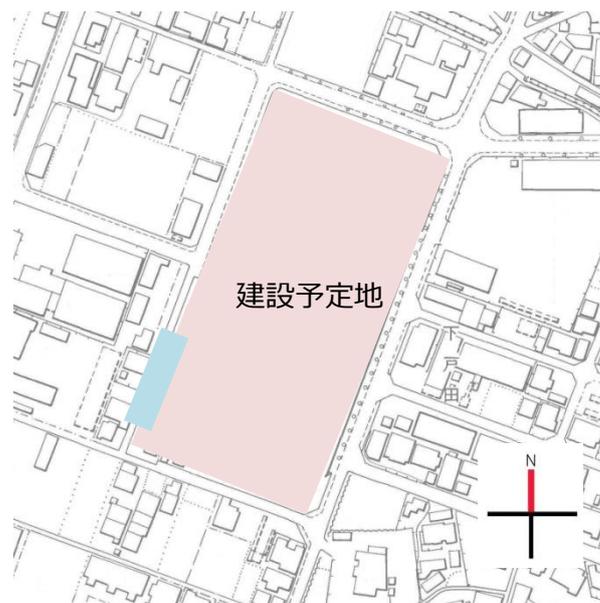


図：建設予定地周辺市街地図

(2) 敷地の条件

建設予定地は、カナート跡地（下戸田）で、付近見取図・敷地条件は次ページのとおりです。

なお、建設予定地南西部角に隣接して民間所有の土地（約 960 m²・図中水色）がありますが、新庁舎等の整備や周辺道路整備に伴い、用地取得に向けた取組を進めます。



図：付近見取図

表：敷地条件

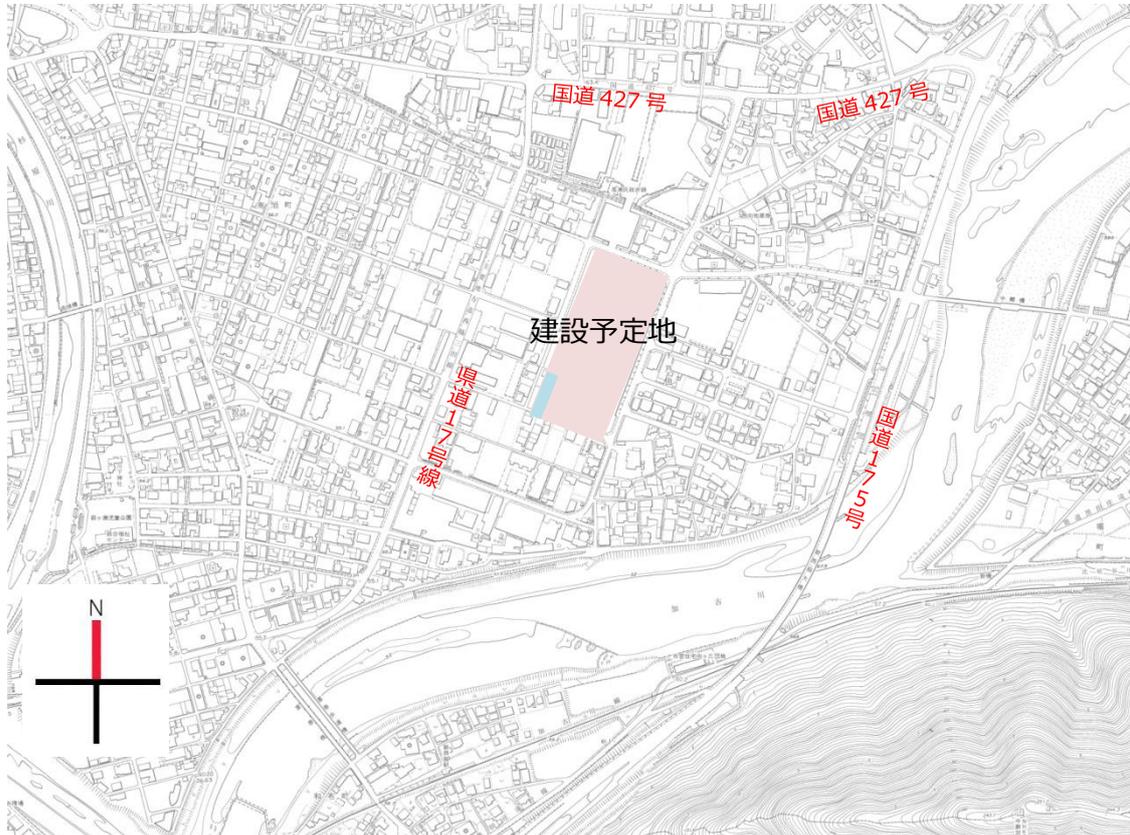
建設予定地	兵庫県西脇市下戸田 128-1	
敷地面積	22,136 m ²	
都市計画区域内外	都市計画区域内	
用途地域	商業地域（北側）、準工業地域（南側） （用途地域ごとの面積は、道路拡張計画後に確定）	
防火地域	建築基準法第 22 条区域	
その他の区域	指定なし	
建蔽率	商業地域 80%（北側）、準工業地域 60%（南側） （敷地面積 2,000 m ² 以上のため、角地緩和は適用されない）	
容積率	商業地域 400%（北側）、準工業地域 200%（南側）	
高さ制限等	日影規制	規制なし
	道路斜線制限	適用距離 20m/勾配 1.5
	隣地斜線制限	立上り 31m/勾配 2.5
	北側斜線制限	規制なし
積雪量/積雪単位荷重	30cm（兵庫県の建築基準法施行細則第 11 条第 2 項第 6 号） 1cm ごとに 20N/m ² 以上（建築基準法施行令 第 86 条第 2 項）	
設計基準風速	32m/s（建築基準法に基づく建設省告示第 1454 号 第 2） 地表面粗度区分Ⅲ	
ハザードマップ浸水高さ	0.5m未滿（敷地南側：約 2/3 程度） 平成 16（2004）年浸水区域	
海塩区分	指定なし	
最大雨量	10 分間	24.0mm（2012/8/18：気象庁西脇観測所）
	1 時間	64.0mm（1983/9/28：気象庁西脇観測所）
断熱性	地域区分	5 地域

※上記には、取得に向けて取組予定の民有地は含みません。

(3) 敷地へのアクセスの考え方

① 周囲の道路の状況

建設予定地は、東西南北方向ともに市道に面しています。また、周辺には予定地へのアクセスを主に担う幹線道路として、国道175号、国道427号、県道17号線があります。



図：道路状況図

②自動車・歩行者・路線バスのアクセスの考え方

ア) 自動車のアクセス

敷地の道路状況、交通状況などを考慮すると、敷地への広域的なアクセスは敷地北東側へは、国道427号から（図中①）と国道175号から（図中②）の2方向が考えられます。

また、市南部や周辺地域からは、県道17号線（図中③）からがメインのアクセスになると考えられます。なお、敷地北西側・敷地南西側と県道17号線を結ぶ市道は、道路幅員が4m程度と狭いため、自動車のアクセスとしては望ましくありません（図中④）。

また、敷地南東側への市道（図中⑤）は県道17号線と接続していますが、路線途中に急な曲線区間があるため、県道17号線からのアクセスとしては、図中③のルートを優先します。

イ) 自転車・歩行者のアクセス

市街地が敷地西側にあることを考慮すると、歩行者は西側からのアクセスが多いと考えられます。また、神姫バスの西脇営業所が建設予定地北東部に隣接することや、コミュニティバス利用者のアクセスも考慮して、建物・駐車場の配置ゾーニングを検討します。



図：建設予定地周辺状況模式図

③配置パターンの前提条件

次ページ以降で、駐車場と新庁舎等の配置パターンの比較を行いますが、前提は次のとおりです。

ア) 来庁者のアクセスを優先して考え、来庁者駐車場を新庁舎等に隣接して配置

イ) 敷地南側が浸水区域内に位置していることを考慮

ハザードマップによる浸水想定区域は、次のとおりです。ハザードマップは2日総雨量288ミリ(100年に1回程度)の大雨が降った場合に、加古川などの主要河川が増水によって、堤防が決壊するなどして、浸水が発生した際の浸水範囲や深さを示すものです。



図：西脇市ハザードマップ（平成25年3月作成）より抜粋

ハザードマップで想定されている大雨が降った場合の新庁舎建設地周囲の想定浸水の高さは、標高（TP基準）56.4mと設定されています。

過去の浸水被害発生時でも旧カナート建物（1FL：56.7m）は浸水しなかったことも考慮し、敷地全体をかさ上げる等の対策を行い、新庁舎等の1FLは標高56.7m以上とします。

※TP：東京湾平均海面（Tokyo Peil）

④施設の規模設定

施設の規模については、おおむね下記面積を基に検討を進めます。面積・規模算定の考え方については、第3章にて説明します。

【新庁舎】	
庁舎東棟	: 約 5,650 m ²
庁舎西棟（庁舎窓口+議場）	: 約 1,600 m ²
【市民交流施設】	
健康交流棟	: 約 2,100 m ²
地域交流棟	: 約 2,350 m ²
【合計面積】	: 約 11,700 m²

2. 施設配置計画

(1) 施設と駐車場の配置比較検討

立地状況や施設へのアクセス、ハザードマップを考慮して配置の比較検討を行います。また、来庁者の利便性を考慮し、新庁舎等に近い駐車場を来庁者駐車場として検討します。

			新庁舎等 敷地北側配置案	
			駐車場をまとめて南側配置	公用車のみ北側配置
模式図				
	アクセスについて	自動車	北側から	△ 左折で駐車場に安全に入る場合 西側道路に回り込む必要あり
		西側から	○ 駐車場には道路から直接入れる	○ 駐車場には道路から直接入れる
		路線バス・高速バス	○ 神姫バス営業所から近い	○ 神姫バス営業所から近い
		施設配置の視認性	○ 北側道路・西側道路からともに視認しやすい	○ 北側道路・西側道路からともに視認しやすい
		来庁者・職員の 駐車場の使いやすさについて	○ 駐車場がまとめており、来庁者と職員の 駐車場利用率が変わっても使いやすい	○ 駐車場がまとめており、来庁者と職員の 駐車場利用率が変わっても使いやすい
		施設の浸水対策について	○ 浸水想定区域外に施設整備可能	○ 浸水対策可能（敷地かさ上げ）
		公用車の浸水対策について	× 公用車が道路に出る際に浸水想定区域の 道路から出入りする必要あり	○ 北側に公用車スペースを設けることで 浸水想定区域を通らず出入り可能
		イベントなどのしやすさ	○ まとまった駐車場でイベント等対応可能	○ まとまった駐車場でイベント等対応可能
		点数（○：2点/△：1点/×：0点）	13点	15点
		評価	△	◎

		新庁舎等 敷地中央配置案	新庁舎等 敷地南側配置案	
模式図				
アクセスについて	自動車	北側から	○ 北側の駐車場にスムーズに入れる	△ 職員駐車場の奥に来庁者駐車場あり
		西側から	△ 道路正面から駐車場に入りにくい	○ 駐車場には道路から直接入れる
	路線バス・高速バス	○ 神姫バス営業所から近い	× 神姫バス営業所から遠い	
施設配置の視認性		○ 北側道路・西側道路からともに視認しやすい	× 北側道路からは視認性が悪い	
来庁者・職員の駐車場の使いやすさについて		× 北側駐車場がいっぱいするとき南側にまわる必要があり使いにくい	○ 駐車場がまとまっており、来庁者と職員の駐車場利用率が変わっても使いやすい	
施設の浸水対策について		○ 浸水対策可能（敷地かさ上げ）	○ 浸水対策可能（敷地かさ上げ）	
公用車の浸水対策について		○ 北側に公用車スペースを設けることで浸水想定区域を通らず出入り可能	○ 北側に公用車スペースを設けることで浸水想定区域を通らず出入り可能	
イベントなどのしやすさ		△ 駐車場が分かれていてイベント対応しにくい	○ まとまった駐車場でイベント等対応可能	
点数（○：2点/△：1点/×：0点）		12点	11点	
評価		△	△	

（2）比較検討結果まとめ

これらの比較検討の結果から、来庁者・職員駐車場は南側にまとめ、新庁舎等と公用車駐車場を北側に配置することが望ましいと考えられます。

3. 建物ゾーニング

(1) 配置検討の前提条件

① 建物の分散配置

新庁舎等については、次の理由からおおまかに機能を分けた分棟形式にすることが望ましいと考えられます。そのため、【庁舎・議場】【地域交流棟（ホール）】【健康交流棟（観光交流機能を含む。）】の3ゾーンは別棟として配置することを前提とします。

- ・ 公共施設複合化のメリットを十分に発揮することが可能（4. 公共施設複合化のメリット参照）
- ・ 災害対策機能を有する庁舎や中高層の庁舎のみを免震構造とするなど、機能や構造に応じた耐震性能を選択することが可能
- ・ 庁舎と市民交流施設で開館時間が異なるため、管理区画の明確化が可能
- ・ 地域交流棟のホールにおける音環境を重視
- ・ 地域交流棟のホールが大空間になるため、庁舎と構造体を分離

② 敷地条件、建物環境等を考慮した配置

- ・ 施設配置検討結果のとおり、公用車駐車場は北側に配置するため、業務効率等に配慮し、庁舎も北側に配置することが前提になります。
- ・ 庁舎は面積比率も大きく、稼働時間も最も多い場所になることから、熱負荷を抑えられるよう配慮したうえで、南北からの採光を確保できる東西軸の配置計画とします。

③ 健康交流棟の位置

- ・ 健康交流棟は、庁舎と地域交流棟（ホール）を利用する市民のいずれに対しても、利用しやすく、かつ利用が促される位置にあることが必要な機能であるため、庁舎と地域交流棟の間に配置し、新庁舎等のエントランスとしての役割を果たすことのできる配置とします。
- ・ 施設の総合案内を健康交流棟エントランスに一本化し、わかりやすい施設とします。また、エントランスを兼用することで、全体面積の縮減を図ります。
- ・ エントランスの役割を果たすため、来庁者駐車場に面することが必須の条件です。

④ 地域交流棟（ホール）の位置

- ・ ホールは休日や夜間などの閉庁時間帯に利用されることも多く、庁舎と利用される時間帯が異なるため、セキュリティを明確に分けることができるよう配慮する必要があります。
- ・ 小学校、中学校の吹奏楽コンクールなど複数団体での同時利用があるため、健康交流棟の会議室等も控室として利用できるよう計画します。

⑤ コミュニティバスの停車スペース

- ・ 神姫バス西脇営業所との連携（利便性）を考慮し、新庁舎等の敷地東側に配置します。

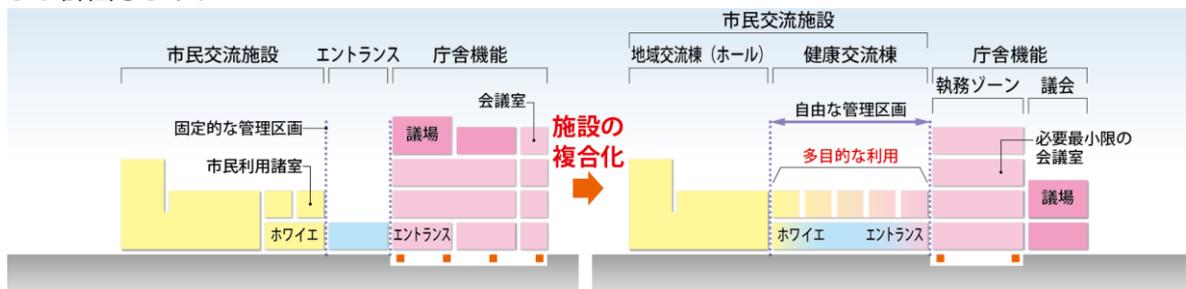
4. 公共施設複合化のメリット

(1) 庁舎と市民交流施設の一体的整備の考え方

① 複合化による整備効率化

庁舎と市民交流施設の両施設で類似する用途の諸室を洗い出し、諸室機能を多目的にすることで、重複する機能の諸室を削減し、全体面積の縮減を図るなど、複合化の長所を最大限に引き出す計画とします。

具体的には、共有することが可能な会議室などを庁舎棟と地域交流棟（ホール）の間に配置された健康交流棟に設けることで、庁舎の管理区画と分離し、多目的に利用することなどが考えられます。また、健康交流棟には、調理室や軽運動室などの諸室を配置し、より多くの市民が利用できるよう計画します。



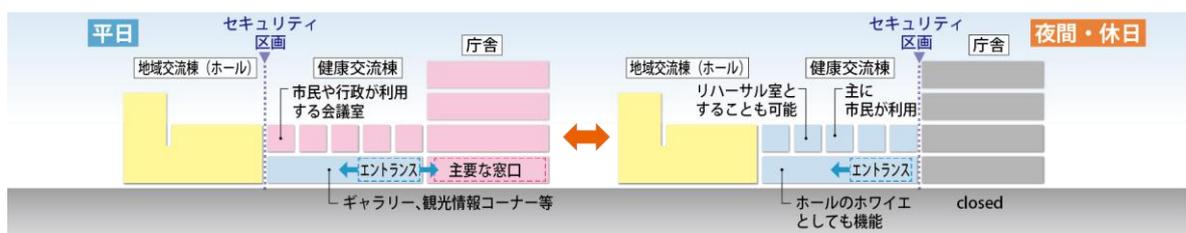
図：施設の複合化のイメージ

② 複合化による利用効率化

庁舎と市民交流施設は一体的な施設ですが、主な利用時間帯が異なると考えられ、その特性を考慮した計画とする必要があります。

例えば、健康交流棟の会議室は平日昼間については、主に市民や行政利用、夜間や休日の閉庁時間については、市民の会議やホール利用団体の控室としても利用するなど、多用途に利用することを可能とします。

そのため、様々な利用形態を想定した、セキュリティ区画を検討する必要があります。



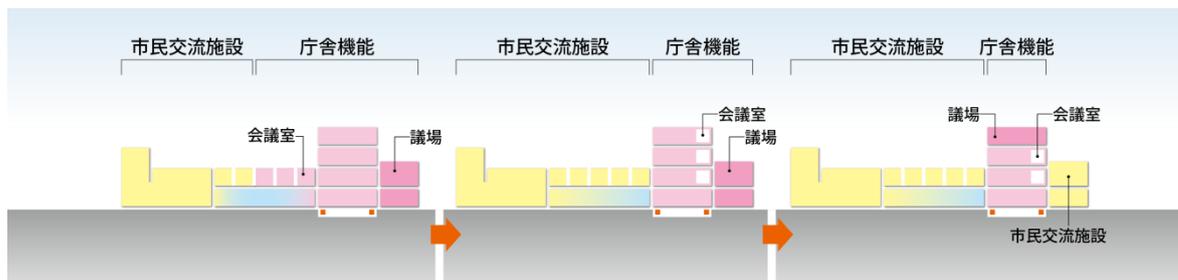
図：平日と夜間・休日の会議室の使われ方のイメージ

(2) 将来的にも使い続けられる施設づくり

共有できる諸室を集約したうえで、各機能を分棟化することで、30年先・50年先などの長期的なスパンを想定し、行政ニーズや行政組織規模の変化に伴う庁舎規模の変動に対応ができる計画とします。

また、仮に、行政規模が縮小した場合には、新たに生じたスペースを市民活動等の諸室として活用しやすい計画とします。そのために、行政の執務空間は柱の制約を少なくし、フリーアクセスフロアを設置するなど、フレキシビリティの高い空間とします。

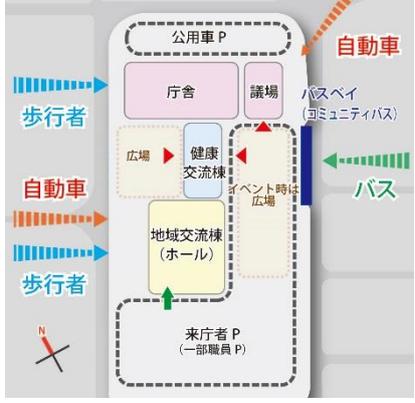
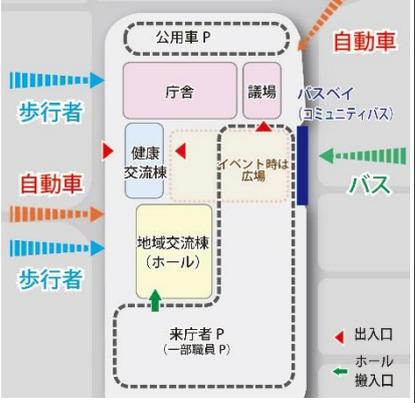
また、機能別に分棟化することで、主として災害対策に必要な機能のみを免震構造とすることが可能になり、整備コストを縮減できます。



図：将来的に機能変化するイメージ

5. 施設配置ゾーニング
(1) ゾーニングの比較

		地域交流棟（ホール） 南東側配置案	
模式図		【ケース1】	【ケース2】
駐車場と建物の関係性	庁舎と公用車駐車場	○ 公用車 P に面して配置可能	○ 公用車 P に面して配置可能
	健康交流棟と来庁者駐車場	○ 来庁者 P に面して配置可能	△ 来庁者 P から少し奥まった位置にある
	地域交流棟（ホール）と来庁者駐車場	○ 来庁者 P に面しているため観客がはげやすい	○ 来庁者 P に面しているため観客がはげやすい
	庁舎（議場）と来庁者駐車場	○ 来庁者 P に面して配置可能	○ 来庁者 P に面して配置可能
敷地へのアクセス	歩行者・バス利用者による施設への動線	○ 西側の歩行者、東側のバス利用者ともにアクセスしやすい敷地中央のエントランス	△ バス停からはすぐ施設に入れるが歩行者アクセスの多い西側からは遠い
	西側道路から駐車場への入りやすさ	○ 西側道路にスムーズに入れる	○ 西側道路にスムーズに入れる
施設のゾーニング	健康交流棟の位置	○ 全体の中央に位置し、施設の核となりやすい	△ 敷地の端にあるため、動線が長くなりがち
	健康交流棟をバス待合として利用	△ 東側バスベイから少し離れる	○ 東側バスベイに隣接し、利用しやすい
	地域交流棟（ホール）のバックヤード位置	○ 広場を利用して十分なスペースを確保できる	○ 駐車場を利用して十分なスペースを確保できる
景観	西側道路に対しての顔づくり	○ 広場が面しており来館者を迎える顔づくりが可能	○ 広場が面しており来館者を迎える顔づくりが可能
	点数（○：2点/△：1点/×：0点）	19点	17点
評価		◎	○

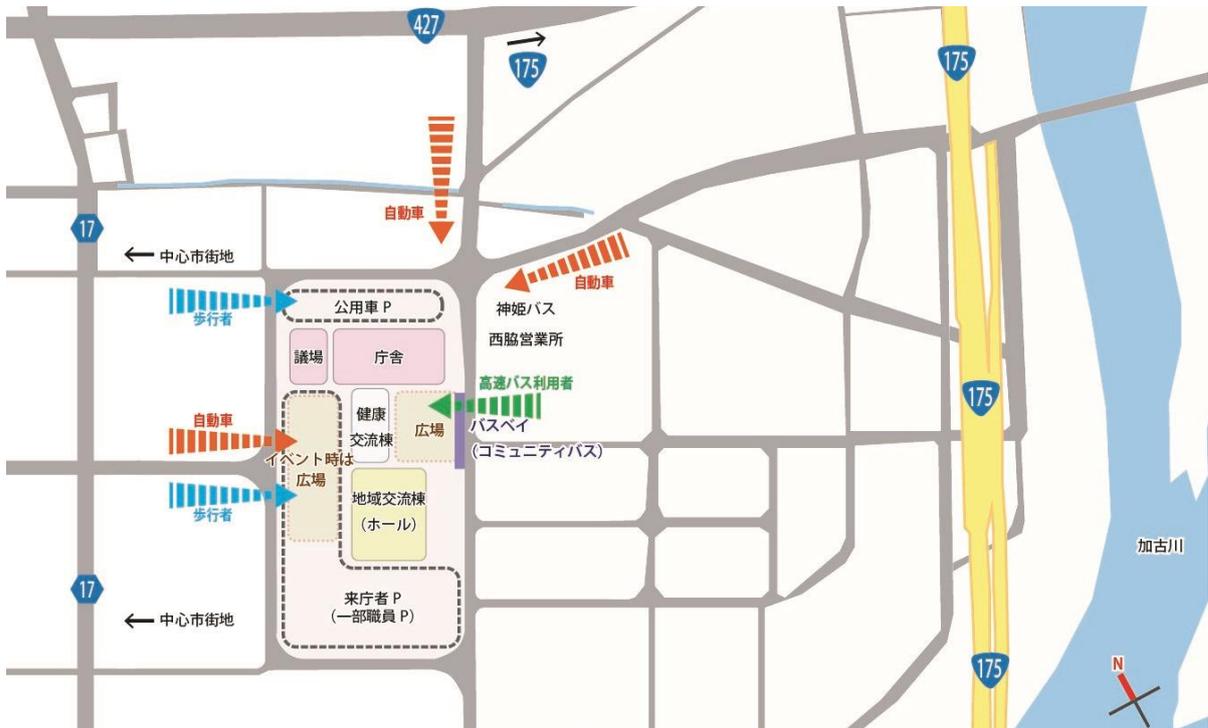
		地域交流棟（ホール）南西側配置案	
模式図		【ケース3】	【ケース4】
			
駐車場と建物の関係性	庁舎と公用車駐車場	○ 公用車 P に面して配置可能	○ 公用車 P に面して配置可能
	健康交流棟と来庁者駐車場	○ 来庁者 P に面して配置可能	△ 来庁者 P から少し奥まった位置にある
	地域交流棟（ホール）と来庁者駐車場	○ 来庁者 P に面しているため観客がはげやすい	○ 来庁者 P に面しているため観客がはげやすい
	庁舎（議場）と来庁者駐車場	○ 来庁者 P に面して配置可能	○ 来庁者 P に面して配置可能
敷地へのアクセス	歩行者・バス利用者による施設への動線	○ 西側の歩行者、東側のバス利用者ともにアクセスしやすいエントランス	△ 西側からはすぐ施設に入れるがバス停からは遠い
	西側道路から駐車場への入りやすさ	× 建物が西側道路に面するため駐車場がわかりにくい	× 建物が西側道路に面するため駐車場がわかりにくい
施設のゾーニング	健康交流棟の位置	○ 全体の中央に位置し、施設の核となりやすい	△ 敷地の端にあるため、動線が長くなりがち
	健康交流棟をバス待合として利用	△ 東側バスベイから少し離れる	× 東側バスベイから遠い
	地域交流棟（ホール）のバックヤード位置	○ 広場を利用して十分なスペースを確保できる	○ 駐車場を利用して十分なスペースを確保できる
景観	西側道路に対しての顔づくり	△ 地域交流棟（ホール）の高い壁面が圧迫感を与える	△ 地域交流棟（ホール）の高い壁面が圧迫感を与える
点数（○：2点/△：1点/×：0点）		16点	12点
評価		△	△

		地域交流棟（ホール）北東側配置案	
模式図		【ケース5】	【ケース6】
駐車場と建物の関係性	庁舎と公用車駐車場	○ 公用車Pに面して配置可能	× 公用車Pと離れてしまう
	健康交流棟と来庁者駐車場	○ 来庁者Pに面して配置可能	× 庁舎を介さないとアクセスできない
	地域交流棟（ホール）と来庁者駐車場	△ 来庁者Pに面していないため観客がはげにくい	△ 来庁者Pに面していないため観客がはげにくい
	庁舎（議場）と来庁者駐車場	○ 来庁者Pに面して配置可能	○ 来庁者Pに面して配置可能
敷地へのアクセス	歩行者・バス利用者による施設への動線	× 西側からメイン動線へアクセスできない	
	西側道路から駐車場への入りやすさ	○ 駐車場から見やすい位置にある	
施設のゾーニング	健康交流棟の位置	△ 敷地の端にあるため、動線が長くなりがち	
	健康交流棟をバス待合として利用	○ 東側バスベイに隣接し、利用しやすい	
	地域交流棟（ホール）のバックヤード位置	△ スペースの余裕がなく複数台での搬入が難しい	
景観	西側道路に対しての顔づくり	△ 象徴的に議場が面するが来館者を施設に導くような顔づくりは難しい	
点数（○：2点/△：1点/×：0点）		14点	—
評価		△	×

		地域交流棟（ホール）北西側配置案	
模式図			
駐車場と建物の関係性	庁舎と公用車駐車場	○ 公用車Pに面して配置可能	× 公用車Pと離れてしまう
	健康交流棟と来庁者駐車場	○ 来庁者Pに面して配置可能	× 来庁者Pに面していない
	地域交流棟（ホール）と来庁者駐車場	△ 来庁者Pに面していないため観客がはげにくい	△ 来庁者Pに面していないため観客がはげにくい
	庁舎（議場）と来庁者駐車場	○ 来庁者Pに面して配置可能	○ 来庁者Pに面して配置可能
敷地へのアクセス	歩行者・バス利用者による施設への動線	× バス停からメイン動線へアクセスできない	
	西側道路から駐車場への入りやすさ	○ 駐車場から見やすい位置にある	
施設のゾーニング	健康交流棟の位置	△ 敷地の端にあるため、動線が長くなりがち	
	健康交流棟をバス待合として利用	× 東側バスベイから遠い	
	地域交流棟（ホール）のバックヤード位置	△ スペースの余裕がなく複数台での搬入が難しい	
景観	西側道路に対しての顔づくり	○ 交流施設内の人々の活動があらわれる 外観を形成できる	
点数（○：2点/△：1点/×：0点）		13点	-
評価		△	×

(2) 配置計画のまとめ

施設と駐車場の配置、施設のゾーニングを検証した結果は次のとおりです。



図：周辺状況を考慮した建物ゾーニング

立地条件や新庁舎等へのアクセスを考慮し、公用車駐車場は北側に配置し、来庁者・職員駐車場は南側に配置します。また、施設の複合用途としてのメリットを生かすため、建物の配置は分棟とし、庁舎・議場は北側配置、健康交流棟は敷地の中央部・地域交流棟は南側に配置します。なお、駐車場の入口などについては、交通の安全性や利便性などを踏まえて、設計段階で検討します。

第3章 施設計画

1. 施設規模の算定

(1) 基本構想の施設規模について

基本構想では、新庁舎の規模を既存庁舎面積の合計や総務省起債基準などを基に算出し、約 7,350 m²としていました。また、市民交流施設の規模については、座席規模を 500 席程度と想定したうえで、他市整備事例などを基に算出し、約 1,750 m²としていました。

表：基本構想時想定面積

施設名	面積
庁舎	約 7,350 m ²
市民交流施設	約 1,750 m ²
合計	約 9,100 m ²

(2) 基本計画の施設規模について

基本構想では、基本設計等において、個別の機能ごとに施設規模を検討するとともに、「にぎわい」を創出する機能については、規模の追加を検討することとしていたことから、機能別に施設規模を検討しました。検討結果は次のとおりです。

① 庁舎棟の規模

庁舎棟の規模については、窓口関連部門を 1 階に集中配置し、わかりやすい窓口レイアウトを採用するとともに、快適な待合スペースやユニバーサルデザインに配慮した通路幅などを確保することとします。

また、職員の生産性向上の視点から、適切な執務スペース、必要最低限の書庫など、諸室の積上げを行った結果、庁舎棟は、約 7,250 m²（※うち、500 m²はトイレ、階段など市民交流施設との共有部分を含みます。）を見込んでいます。

なお、基本構想面積とほぼ同程度となっていますが、基本構想時に庁舎面積に含んでいた健康づくりセンターの諸室や市民協働スペースについては、諸室の多目的化・多機能化を進め、施設全体での利便性や効率性の向上を図るため、庁舎棟ではなく、主に健康交流棟に整備することとしています。

② 健康交流棟（健康交流機能・観光交流機能）の規模

健康交流棟は、「にぎわい」を創出する機能として基本計画により新たに追加することとした機能です。健康交流棟の規模については、それぞれの機能を複合施設として効率的に利用できるようにするため、全施設共通のエントランスやロビー空間を各機能で相互利用するとともに、市民利用が可能な諸室の積上げを行った結果、健康交流棟は、約 2,100 m²を見込んでいます。

③ 地域交流棟（地域交流機能）の規模

地域交流棟の規模については、ホール客席数を 600 席にするとともに、利用者団体へのヒアリングなどを進めた結果から、現市民会館のハード面の課題（舞台形状やバック動線確保など）について、可能な限り解決を図ることとしました。それらを踏まえ、諸室の積上げを行った結果、地域交流棟は、約 2,350 m²を見込んでいます。

④その他

上記とは別に、外部倉庫・外部書庫を約 500 m²見込んでいます。また、倉庫・書庫以外に車庫や駐輪場の整備を併せて予定していますが、必要な面積は設計段階で検討します。

また、上記機能以外の在宅医療・介護連携支援センターや地域包括支援センターは整備に関して協議を行っている段階であるため、整備規模等については今後検討します。

⑤施設全体規模

これらの棟を合計した結果、新庁舎等の整備規模は全体で約 12,200 m²を見込んでいます。なお、基本構想と比較すると面積が増加したため、事業費が増加することが見込まれますが、「第9章 事業計画」で示すとおり、有利な財源を活用することで、市の実質的負担が基本構想時と同程度以下の水準となるよう検討を進めます。

表：基本計画想定面積

施設名		面積
庁舎棟		約 7,250 m ² (※)
市民交流施設	健康交流棟	約 2,100 m ²
	地域交流棟	約 2,350 m ²
倉庫・書庫		約 500 m ²
合計		約 12,200 m ²

※庁舎棟のうち約 500 m²は、市民交流施設（健康交流棟、地域交流棟）との共有部分を含みます。

なお、上記の面積は概算のため、設計段階で増減がする場合があります。

⑥現庁舎等との面積比較

現庁舎等との面積比較は次のとおりです。基本計画において、新たに健康交流機能などを追加したことから、整備前後で大きな増減はありません。

表：現庁舎等との面積比較表

新庁舎等	面積	(うち行政専用)	現庁舎等	面積	(うち行政専用)
庁舎棟	約 7,250 m ²	約 6,750 m ²	市役所本庁舎	約 5,277 m ²	約 5,277 m ²
			市役所第二庁舎	約 480 m ²	約 480 m ²
健康交流棟	約 2,100 m ²	0 m ²	健康づくりセンター	約 615 m ²	約 77 m ²
地域交流棟	約 2,350 m ²	0 m ²	生涯学習センター	約 2,095 m ²	約 413 m ²
			市民会館	約 2,868 m ²	0 m ²
倉庫・書庫	約 500 m ²	約 500 m ²	倉庫・書庫	約 840 m ²	約 840 m ²
合計	約 12,200 m ²	約 7,250 m ²	合計	約 12,175 m ²	約 7,087 m ²

※基本構想時には、現庁舎の行政専用部分を 6,850 m²（倉庫は含まない。）としていましたが、各施設の利用実態等の再精査、現在利用している倉庫・書庫面積を追加した結果、約 7,087 m²が現庁舎の行政専用部分となりました。

2. 諸室条件の整理

(1) 庁舎の想定諸室条件

① 庁舎機能の想定諸室条件

ア) 各部・各課面積

庁舎の想定諸室については、総務省地方債庁舎起債基準（平成23年廃止）などをもとに、適正な執務面積として職員1人当たり6㎡から7㎡を確保のうえ、業務特性に応じた事務機器スペース等も反映した面積として次のとおりとしています。

部名	課名等/想定人数（H32）	想定面積（㎡）	現庁舎面積（㎡）	備考		
都市経営部	次世代創生課	31	約350	約246	都市経営部、総務部（総務課・秘書広報課）をまとめて計画	
	総合企画課					
	財政課					
	まちづくり課					
総務部	秘書広報課	45	約190	約122		
	総務課					
	税務課					
福祉部	社会福祉課	56	約220	約188		
	長寿福祉課		約210（※）	約59		
	こども福祉課					（※）健康課・幼保連携課を含めた面積
くらし安心部	戸籍住民課	54	約140	約87		
	保険医療課		約100	約60		
	健康課		（※）	約77		（※）こども福祉課に含む。
	環境課		約55	約39		
	防災安全課		約70	約39		
建設水道部	経営管理課	63	約340	約377	技監含む。	
	施設管理課					
	工務課					
	用地地籍課					
	都市計画課					
	建築住宅課					
産業活力再生部	農林振興課	25	約190（※）	約148	（※）農業委員会を含めた面積	
	商工観光課					
教育委員会	教育総務課	32	約240	約210	（※）幼保連携課は、こども福祉課に含む。	
	学校教育課					
	幼保連携課					
	生涯学習課					
	人権教育課					
議会事務局	事務局長	6	約60（※）	約40	（※）議会機能で面積別途計上	
	事務局					
会計課	会計課	6	約65	約35		
監査公平委員会	事務局	5	約35	約25		
選挙管理委員会	事務局	5	約45	約43		
農業委員会	事務局	2	（※）	（※）	（※）産業活力再生部に含む	
合計	330	-	-			

※上記の職員数等は、基本計画段階での想定であり、機構改革等に変更される場合があります。

イ) その他想定諸室面積

現庁舎で課題となっている、会議室や作業スペースの不足等を踏まえ、次のとおり想定諸室を設定します。なお、次の表に記載のない、待合スペースなどの市民利用部分についても、利便性向上の観点から面積を確保します。

	室名	想定面積 (㎡)	現庁舎面積 (㎡)	備考
会議室	大会議室	約 180	約 102	2室に分割も可 災害時は災害対策本部に転用可能
	中会議室	約 60	約 50	
作業室	共同作業室	約 60	-	
	共同作業室	約 30	-	
	共同作業室	約 50	-	
	共同作業室	約 50	-	レセプト点検で主に利用
	共同作業室	約 40	-	選挙時は選挙管理委員会が主に利用
相談室		各階適宜	約 37	6人程度が利用可能(複数)
市長室・ 副市長室・ 教育長室	市長室	約 40	約 50	
	副市長室	約 35	約 36	市長室と隣接
	市長応接室	約 30	約 32	市長室と隣接
	教育長室	約 35	約 31	教育委員会と隣接
執務関連諸室	サーバー室	約 85	約 48	
	印刷室	約 60	約 48	
	更衣室	適宜	約 114	
	給湯室	各階適宜	約 189	
	休憩スペース	適宜		
	倉庫・書庫	各階適宜	約 390	
	電話交換室	適宜	約 36	
	防災無線	適宜	約 15	
	空調機械室	各階適宜	約 309	
その他	記者クラブ	約 30	約 28	
	情報公開コーナー	約 30	約 19	

② 議場の想定諸室条件

	室名	想定面積 (㎡)	現庁舎面積 (㎡)	備考
議場	議場	約 170	約 164	
	傍聴席	約 50	約 62	
議場関連諸室	議会事務局	約 60 (※)	約 39	(※) 計6人が利用
	正副議長室	約 40	約 52	
	委員会室	約 160	約 143	
	議員控室	約 100	約 162	
	控室	約 70 (※)	約 130	(※) 分割利用可能
	応接室			
	図書室			

(2) 市民交流施設の想定諸室条件

市民交流施設の想定諸室については、「第1章 整備の基本的な考え方」を踏まえ、役割や用途を果たすことができるように、設定します。なお、1つの諸室を複数の用途に用いることができるように計画します。

①健康交流棟の想定諸室条件

	室名	想定面積 (㎡)	備考
エントランス廻り	ロビー	約 440	庁舎・ホールのエントランスとして機能 総合案内・観光案内・ショップなどを設置
	多目的スペース	約 100	各種申告・期日前投票・イベントなどの際には、 間仕切ることが可能な仕様（ロビーに隣接）
	カフェ	約 100	
	事務室	約 35	ホールのスタッフ室と兼用
健康交流機能	多目的室 A	約 60	ダンス、音楽などに利用
	多目的室 B	約 60	
	活動室 A	約 60	A・B で一室利用も可能
	活動室 B	約 60	ヨガ、体操教室、健診で利用
	相談室 A	約 35	活動室と隣接
	相談室 B	約 35	健診などで利用
	調理室	約 80	クッキングスタジオ・離乳食教室に利用
	運動室 A	約 180	器具による運動 ウォーキングマシン、エアロバイクなど
会議室機能	運動室 B	約 85	軽運動 卓球、ダンス、スカッシュなど
	会議室 (小)	約 40	会議、研修等
その他諸室	会議室 (中)	約 80	庁舎の会議室としても利用
	倉庫	適宜	
	更衣室	適宜	
	トイレ	適宜	

②地域交流棟の想定諸室条件

	室名	想定面積 (㎡)	備考
	ホール	約 720	移動 600 席の配置が可能
	舞台	約 330	多機能ホールとして利用
	ホワイエ	約 310	健康交流棟のエントランスから接続
	自販機・ロッカー室	適宜	
	トイレ	適宜	
	楽屋	約 15	2 室
	楽屋受付	適宜	
	器具庫	適宜	
	楽器庫	適宜	
	荷捌き	適宜	
	空調機械室	適宜	

3. 駐車場規模の算定

(1) 庁舎の駐車場規模の算定

① 来庁者の駐車台数の算定

来庁者数は「市・区・町役場の窓口事務施設の調査（関龍夫著）」及び「最大滞留量の近似的計算法（岡田光正著）」により算定します。

1日当たりの来庁台数（台/日）は「市・区・町役場の窓口事務施設の調査」によると、「一般的に所轄人口の0.9%前後が窓口部門、0.6%前後が窓口以外の来庁者として想定できる。」とされていることから、次式により算定します。

$$1日当たりの来庁台数（台/日） = 人口 \times 来庁者割合 \times 乗用車使用割合$$

必要駐車台数（台）は「最大滞留量の近似的計算法」によると、「利用総数と平均滞留時間から最大滞留量を算定する。」とされていることから、次式により算定します。

$$必要駐車台数 = 最大滞留量（台/日） = 1日当たりの来庁台数（台/日） \times 集中率 \times 平均滞留時間（分） / 60$$

【基本構想の算定より】

$$窓口来庁台数 = 40,739（人） \times 0.9（\%） \times 100（\%） \approx 367（台/日）$$

$$窓口必要駐車台数 = 367（台/日） \times 30（\%） \times 30（分） / 60 = 55.1（台）$$

$$窓口以外来庁台数 = 40,739（人） \times 0.6（\%） \times 100（\%） \approx 245（台/日）$$

$$窓口以外必要駐車台数 = 245（台/日） \times 30（\%） \times 60（分） / 60 = 73.5（台）$$

※40,739（人）は平成32（2020）年の推計人口

上記より、来庁者用の必要駐車台数は55（台）+74（台）=129（台）が想定されます。

② 職員駐車場・公用車駐車場台数の算定

職員駐車台数は、職員数から300台を想定します。

公用車駐車台数は、保有公用車台数から50台を想定します。

(2) 市民交流施設の駐車台数の算定

市民交流施設のホールの客席数を600席程度と仮定すると、催し等開催による最大来場者数は満席時の600人となり、駐車場規模は次のとおり想定されます。

$$600（人） / 1.3（人/台） = 461.53（台） \approx 462（台）$$

1.3（人/台）：平均乗車人員（平成22（2010）年度道路交通センサス（国土交通省））

(3) 平日の必要駐車台数の想定

駐車台数を想定すると次のとおり、平日最大で 953 台から 550 台の駐車場が必要となることが想定されます。

一方で、敷地面積に限りがあること、新庁舎等の利便性に配慮すると、行政窓口機能を 1 階に配置する必要があり、一定の建築面積を確保する必要があることなどの理由により全ての駐車台数を確保することは、困難な状況です。

そのため、可能な限り台数を確保することとしますが、行事開催に配慮して、平日の必要駐車台数の想定のうち②市主催行事開催時の必要台数 721 台から職員駐車台数の 300 台を差し引いた約 400 台（来庁者や行事参加者が必要とする数）を敷地内に確保することとします。

表：平日の必要駐車台数の想定

区分	基本構想 (H28 策定)	①	②	③
		ホール満席時に確保すべき台数	市主催行事等で確保すべき台数	通常時に確保すべき台数
来庁者	129	129	129	129
公用車	50	50	50	50
職員	267	300	300	300
交流施設 (600 席)	0	462	230+大型バス 4 台 (実績より算出)	63 (ホール利用、イベント利用のない時を想定)
身障者(※)	6	12	12	8
計	452	953	721+バス	550

※全駐車台数が 200 台を超える場合、駐車台数の 1/100+2 台以上（バリアフリー新法）

なお、①ホール満席時には、敷地外に 500 台以上の確保が必要となりますが、これまでの利用実績等を勘案すると、平日のホール満席利用への常時の対応は不要であると考えられます。

そのため、駐車場不足への対応（敷地外での駐車場確保）としては、②市主催行事開催時の 300 台以上、③通常時の 150 台以上の 2 つの想定を踏まえた駐車台数（敷地外に 300 台～150 台）を確保することを基本として、対応を検討していく必要があります。

駐車場の確保については、来庁者や利用者の利便性確保を最優先とし、周辺での駐車場の確保方策（新たな用地取得、賃借など）を検討するとともに、職員駐車場の運用方法（自家用車以外の通勤手段検討、職員駐車場をこれまでどおり市で確保するか等）について検討を行います。

(4) 駐車場計画における配慮事項

- ・来庁者駐車場と職員駐車場は、ピーク時における来庁者の利便性（駐車台数の融通）を考慮し、一体とします。
- ・来庁者駐車場と職員駐車場は、駐車台数がひっ迫することが考えられることから、適切な管理を行うことのできる手法（ゲート管理など）を検討します。
- ・公用車駐車場は行政の業務上、明確な管理が必要となるため、単独配置とし、来庁者、職員とは別配置とします。

4. 階構成・各部署の配置の考え方

「第2章 配置計画」で検討したゾーニングの比較検討の結果を基に、市民の利便性や職員の生産性向上等の観点から検討を進めます。

(1) 庁舎の考え方

1階に可能な限り来庁者の窓口を設けるため、建築面積を広く確保します。また、「第2章 配置計画」で示したとおり、公共施設複合化のメリット等の観点から、東棟と西棟の2棟構成とします。

東棟には、戸籍住民課や税務課など来庁者が多い課を1階とし、2階以上は来庁者の利便性や職員の生産性向上などに配慮し、各課を適宜配置します。西棟1階には福祉部と子育て支援に関する課を配置します。西棟2階には議会関連機能を配置します。

エントランスは、市民交流施設の健康交流棟から、庁舎東棟に接続することとし、利用者動線が短くなるように計画します。

① 庁舎東棟

ア) 1階

- ・来庁者の多い課をワンフロアに配置します。
(戸籍住民課・保険医療課・会計課・税務課・環境課)
- ・来庁者の動線をできるだけ短くし、窓口カウンターを最大限確保するため、中廊下とします。
- ・住民票、税務証明等の証明書を発行するエリアとして、クイックエリアの配置を検討します。
- ・プライバシーに関わる相談内容を考慮した位置に相談室を配置します。

イ) 2階

- ・1階に次いで来庁者の多い課を優先配置します。
(建設水道部・上下水道お客様センター・産業活力再生部・防災安全課)

ウ) 3階

- ・都市経営部・総務部・市長室・副市長室・大会議室を配置し、主に行政内部の管理業務を行う課、諸室をまとめて配置します。
- ・大会議室は移動間仕切りで分割することで、利用人数に応じたサイズとすることができるものとし、稼働率を上げられるよう計画します。
- ・大会議室は、災害発生時には災害対策本部として利用できるようにします。

エ) 4階

- ・教育委員会・教育長室・選挙管理委員会事務局・監査公平委員会事務局を配置します。
- ・印刷室・サーバー室などのバックヤード機能を集中配置します。

②庁舎西棟

ア) 1階

- ・子どもに関連した各種相談や手続きが1か所でできるようにするため、こども福祉課、幼保連携課、健康課を集中配置します。
- ・福祉関係課をまとめて配置し、相談業務等のプライバシーに配慮しやすい計画とします。
- ・夜間・休日などの閉庁時に、市民交流施設とのセキュリティを明確に分離できるように、職員出退勤通用口・守衛室を設けます。

イ) 2階

- ・議会関係の諸室を集約して配置します。
- ・議場ロビーに面して議会事務局・傍聴席を配置し、議員工リアのセキュリティを確保しやすいゾーニングとします。
- ・控室や応接室は移動間仕切りで分割することとし、委員会室の控室として広く使うことも可能な計画とします。

(2) 市民交流施設の考え方

市民交流施設は、年末年始以外を除き、平日・休日問わず夜間までの利用を想定した計画とします。

健康交流棟のロビーと地域交流棟（ホール）のホワイエは連続させる計画として、ホール未使用時には広いロビーとして利用ができる計画とします。また、ホール利用者が多い場合には健康交流棟のロビーも含め広いホワイエとして利用ができる計画とします。

①健康交流棟

ア) 1階

- ・庁舎と市民交流施設の玄関・ロビーを兼ねます。
- ・観光案内、カフェなどを配置し、「にぎわい」を生む空間とします。
- ・チャレンジショップ、税務申告、期日前投票、イベント等に多用途に利用できる空間を設け、日常的には市民が自由に利用できるロビーと一体となった空間とします。
- ・多目的室は防音仕様とし、ダンスや音楽にも利用できる計画とします。また、複数団体でホール利用があった場合には、出演者のリハーサル室や控室としても利用できる計画とします。
- ・健康交流棟と地域交流棟の運営を一体的に行うことを想定し、運営の拠点となるスタッフ事務室を計画します。
- ・ATM コーナーは、施設の運用と分離し、外からも利用できるよう配置します。

イ) 2階

- ・活動室、調理室、運動室などを設け、健康づくりをはじめとする市民活動のための諸室を配置します。
- ・庁舎からも利用できる会議室を配置し、庁舎面積を縮減するとともに、市民の利便性を高めます。
- ・吹き抜けなどを計画し、1階ロビーとの一体感を生むことで「にぎわい」を創出する計画とします。

ウ) 屋上階（ルーフガーデン）

- ・屋上の一部を緑化する必要があることから、屋上緑化資材を配置するだけでなく、遊具やベンチ・テーブルなどを配置して、居心地の良い空間として計画します。

②地域交流棟

ア) 1階

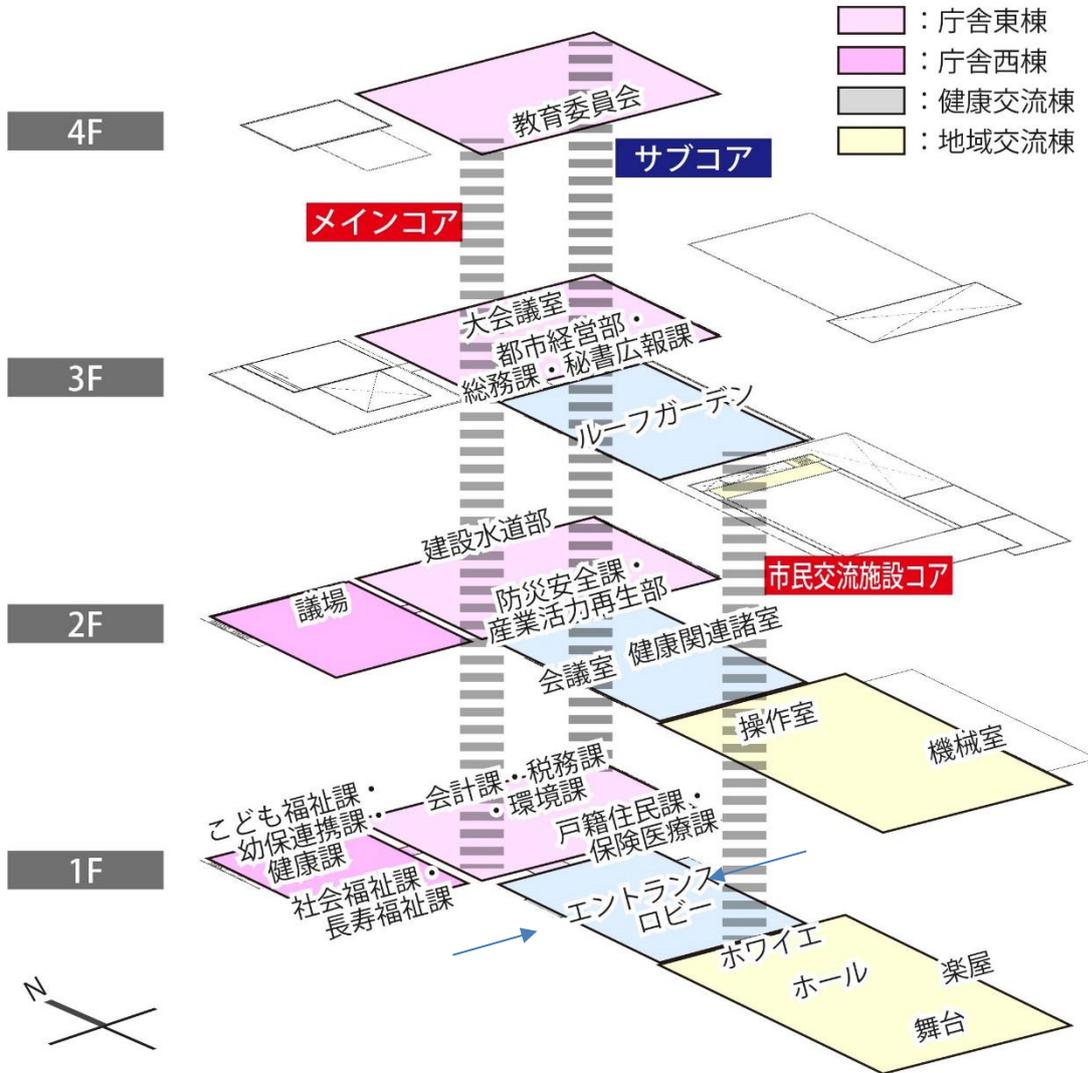
- ・ホワイエは健康交流棟から接続する位置に計画します。
- ・ホール客席は移動観覧席とし、多様な使い方ができる計画とします。
- ・ホールの客席は最大 600 席として計画します。

イ) 2階

- ・操作室や機器室などを配置します。

(3) 動線分離の考え方

庁舎については、来庁者動線と職員動線を明確に分離します。また、健康交流棟にも階段・エレベーターを計画することで、平日・休日問わず、利用者動線を分離することが可能な計画とします。



図：施設ゾーニング図

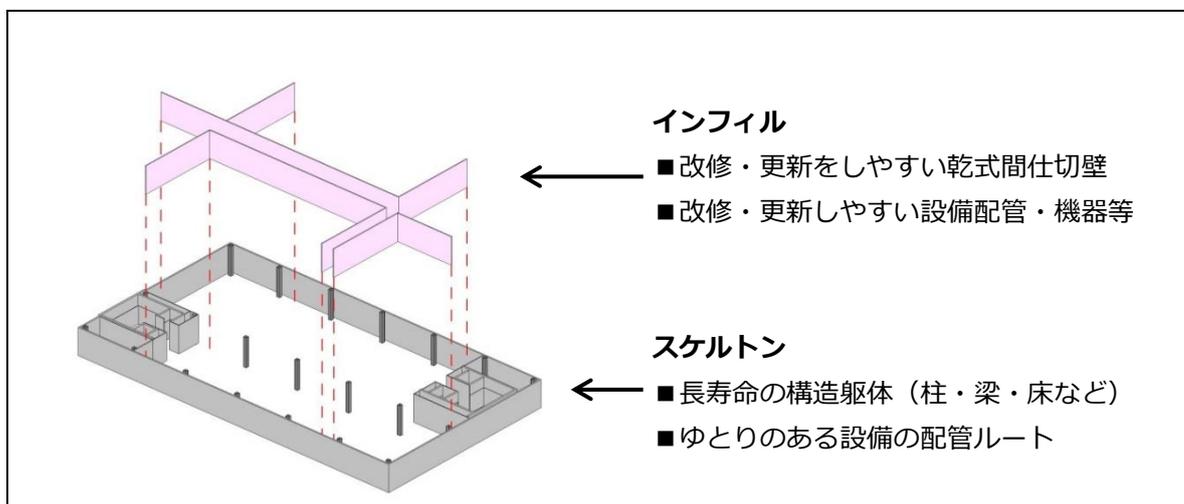
5. 建物長寿命化の検討

(1) 基本的な考え方

新庁舎等は、公共施設として長期間にわたって健全な状態を維持するために、維持管理のしやすさ等に配慮し、建物の物理的な劣化に備えるものとします。また、将来の行政事務の在り方の変化、各種技術の進展、市民ニーズの変化に対して、フレキシビリティの高い計画とすることで、建物の機能的な劣化にも対応し、施設の長寿命化を図ります。

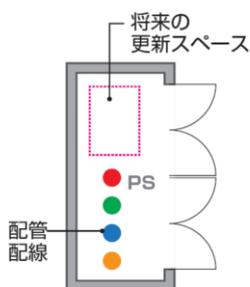
(2) 維持管理のしやすい施設計画

- ①耐用年数が長い仕上材や配管類の採用により、ライフサイクルコストの縮減を図ります。
- ②メンテナンスバルコニーを設けることで、建物の外装の維持管理を容易にし、ライフサイクルコストの縮減を図ります。
- ③建設時点から変化することのない構造体等の「スケルトン」部分と、時代ごとのニーズにより変化する設備機器や間仕切壁等の「インフィル」部分を明確に分けて計画します。
スケルトン部分は高い耐久性でつくり、インフィルは改修・更新が容易な計画とします。



図：スケルトン・インフィルの模式図

- ④配管スペース（PS）・配線スペース（EPS）などは、更新スペースをあらかじめ計画し、将来の設備計画の変更にも対応しやすいよう配慮します。受変電設備については、更新のための予備スペースを検討します。



図：ゆとりのある設備スペース

- ⑤天井ふところを十分に確保し、将来の更新や改修が容易にできる計画とします。
- ⑥壁・床などの内装仕上材については、維持管理のしやすさに配慮した素材を選定します。

(3) フレキシビリティの高い施設計画

- ①柱を減らしてフレキシビリティを向上させ、レイアウト変更が容易な計画とします。
- ②執務ゾーンは全て OA フロア（フリーアクセスフロア）を採用し、機器の配線にとらわれることなくレイアウトの更新に対応できる計画とします。なお、市民交流施設の諸室についても必要に応じて、床コンセント等の設置などを計画し、OA 機器等の利用に配慮します。



図：OAフロアイメージ

第4章 構造計画

1. 施設の耐震安全性能

国土交通省が定める「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に基づき、耐震安全性能を判断します。

用途分類	対象施設	耐震安全性の分類		
		構造体	建築 非構造部材	建築設備
災害対策の指揮、情報伝達等のための施設	指定行政機関が入居する施設 指定地方行政ブロック機関が入居する施設 東京圏、名古屋圏、大阪圏及び地震防災対策強化地域にある指定行政機関が入居する施設	I類	A類	甲類
庁舎、健康交流棟	指定地方行政機関のうち、上記以外のもの及びこれに準ずる機能を有する機関が入居する施設	II類	A類	甲類
被災者の救助、緊急医療活動等のための施設	病院関係機関のうち、災害時に拠点として機能すべき施設	I類	A類	甲類
	上記以外の病院関係施設	II類	A類	甲類
避難所として位置付けられた施設	学校、研修施設等のうち、地域防災計画で、避難所として指定された施設	II類	A類	乙類
危険物を貯蔵又は使用する施設	放射性物質又は病原菌類を取り扱う施設、これらに関する試験研究施設	I類	A類	甲類
	石油類、高圧ガス、毒物等を取り扱う施設、これらに関する試験研究施設	II類	A類	甲類
多数の者が利用する施設 地域交流棟（ホール）	学校施設、社会教育施設、社会福祉施設等	II類	B類	乙類
その他	一般官公庁施設 （上記以外の全ての官庁施設）	III類	B類	乙類

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に基づく、庁舎は構造体II類以上が必要です。地域交流棟（ホール）は、構造体II類以上が必要です。健康交流棟はその他の用途に該当しますが、庁舎のエントランスを兼ねているため、構造体II類以上での計画とします。

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	I類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	II類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく、建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	III類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生ずるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。
建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受入れの円滑な実施、又は危険物の管理のうえで、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、異動などが発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。

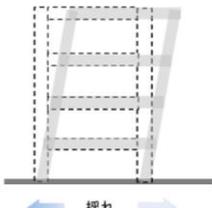
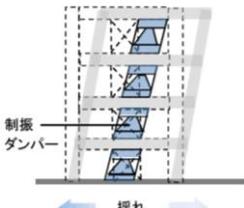
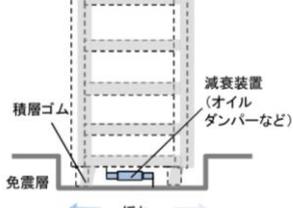
中地震（震度 5 弱程度（80～100gal）：耐用年限中に数度は遭遇する地震時では、建物の機能が維持でき、構造部材、非構造部材が損傷しないことを目標

大地震（震度 6 強程度（300～400gal）：耐用年限中に一度遭遇するかもしれない地震時には、構造部材の修復は要するが、建物が倒壊したり、外壁の脱落等人命に損傷を与える可能性を生じさせないことを目標

2. 施設の構造計画

(1) 機能に応じた構造形式・構造性能の選定

構造形式については、耐震構造・制振構造・免震構造などがありますが、建物の性能を考慮したうえで決定します。

構造形式	耐震構造	制振構造	免震構造
模式図及び特徴			
	建物の骨組みを強化し、地震の揺れに対して耐える構造	制振部材により地震エネルギーを吸収して揺れを低減し、構造体の損傷を防止する構造	建物と基礎の間に免震装置・減衰装置を配置し、地震の揺れを直接建物に伝えない構造
地震時の揺れ	地面に対して建物内では、揺れが2~4倍程度になる	地面に対して建物内では、揺れが1~3倍程度になる ※高層建物に適した構造。 低層では効果が期待できない	免震層は大きく動くが、建物内での揺れ(加速度)は0.5~1.5倍程度になる
今回	庁舎西棟 地域交流棟(ホール) 健康交流棟		庁舎東棟 (構造I類以上の性能確保)

地震の揺れが比較的大きくなる中層棟の庁舎東棟は、災害対策機能や重要機器等を配置することから、免震構造とし、その他の低層棟は耐震構造とします。庁舎東棟・庁舎西棟・地域交流棟(ホール)・健康交流棟を分棟にすることにより、庁舎東棟のみを免震構造、他の機能は耐震構造とすることで、コスト面での合理化が可能です。構造の種類を鉄筋コンクリート造・鉄骨造などどのような種類とするかは、平面計画や機能性を考慮したうえで、基本設計において検討します。

(2) 地盤と基礎構造

建物を安全に支持するために基礎構造は非常に重要です。常時荷重に対して建物の機能に支障を来たす過大な沈下や不同沈下が生じないようにするとともに、地震時に地盤や基礎の変形・崩壊が生じないように計画する必要があります。そのため、地盤調査から地盤特性を把握(支持地盤の深度、液状化など)して、適切な基礎形式・工法の選定や耐震設計を行います。既存建物の地盤改良層も有効活用することを検討し、経済性に配慮した計画とします。

(3) 非構造部材

天井や間仕切り壁などの非構造部材でも落下や脱落すると危険が伴います。建築基準法において天井の脱落対策について規制が定められ、それに基づく検証が必要となりました(高さ6m超の天井、かつ200㎡超)。そのため、ホールについては、天井脱落対策について安全性を確保できるよう計画します。

第5章 意匠計画

1. ユニバーサルデザインの考え方

(1) 基本的な考え方

高齢者人口の増加、体の不自由な方々の活動の場の拡大など社会情勢が変化する中で、将来にわたって新庁舎等が全ての人にやさしい施設であることを実現するため、あらゆる人々が分け隔てなく、安心して安全に利用できるユニバーサルデザインに基づいた計画を行います。

(2) 訪れる市民にやさしい施設

- ・庁舎の主要な市民窓口は1階にまとめて、誰もが使いやすい計画とします。
- ・エントランスに総合案内を設け、施設全体の案内サービスを行えるよう計画します。
- ・多目的トイレは全てのフロアへの設置を検討します。
- ・議場傍聴席は段差解消機やスロープを設置し、車いす席や難聴者向け設備を設けることで誰もが傍聴しやすい環境を備える計画とします。



図：わかりやすい庁舎窓口



図：多目的トイレ



図：段差解消機

(3) わかりやすい案内計画

- ・施設内のサインは大きく視認性の高いものとするなど、利用者にわかりやすい計画とします。
- ・庁舎の窓口カウンターは直線配置とすることで、各窓口が一目でわかるレイアウトとします。また、車いす対応可能な奥行のあるカウンターを計画します。



図：わかりやすいサイン計画

2. 外構計画の考え方

(1) 基本的な考え方

新庁舎等は、市民生活を支える機能であるとともに、市民交流施設にふさわしい市民が集える施設としても機能する必要があります。

そのため、日常利用としては市民の憩いの場や健康づくりの場となり、イベント時には、広場空間としても活用でき、「にぎわい」を生み出すことのできる外構計画を行います。また、周辺環境や景観に配慮した外構計画を検討します。

(2) 外構計画

①敷地周辺

敷地周辺には、住宅などと近接している箇所もあることから、景観に配慮した植栽を計画するとともに、ウォーキングコースなどとしても活用できるような、歩きやすい歩行空間、ポケットパークなどの配置を検討します。

②敷地内

敷地内には、市民の憩いの場にふさわしい、四季を感じさせる植栽やベンチなどの休憩スペース等の設置を検討します。また、一時的なイベント等に活用できる小広場を配置したり、駐車場をイベントスペースに活用できるよう計画します。なお、駐車場の一部は、関係法令に基づき、緑化を検討します。

また、雨天時の利便性に配慮して、駐車場の一部や駐輪場、コミュニティバスの停留所から施設玄関へ至るルートに屋根付きのアプローチの設置を検討します。

③その他

敷地内外だけでなく、建物屋上の一部等をルーフガーデンとして整備することで、関係法令の緑化基準への対応（屋上緑化）を進めるほか、居心地の良い施設として、建物内外を一体的に利用できるよう検討します。

第6章 環境計画・設備計画

1. 環境にやさしい施設計画

(1) 基本的な考え方

市では、環境負荷の軽減や地域エネルギー資源の有効活用を進めるため、公共施設への環境配慮型設備等の導入を進めてきました。新庁舎等においても、国・県の環境施策なども踏まえ、環境にやさしい施設計画を行います。なお、環境配慮型設備の導入については、環境への貢献だけでなく、コストメリット等の観点からも検討を行い、最新の公共施設としてふさわしいものとします。

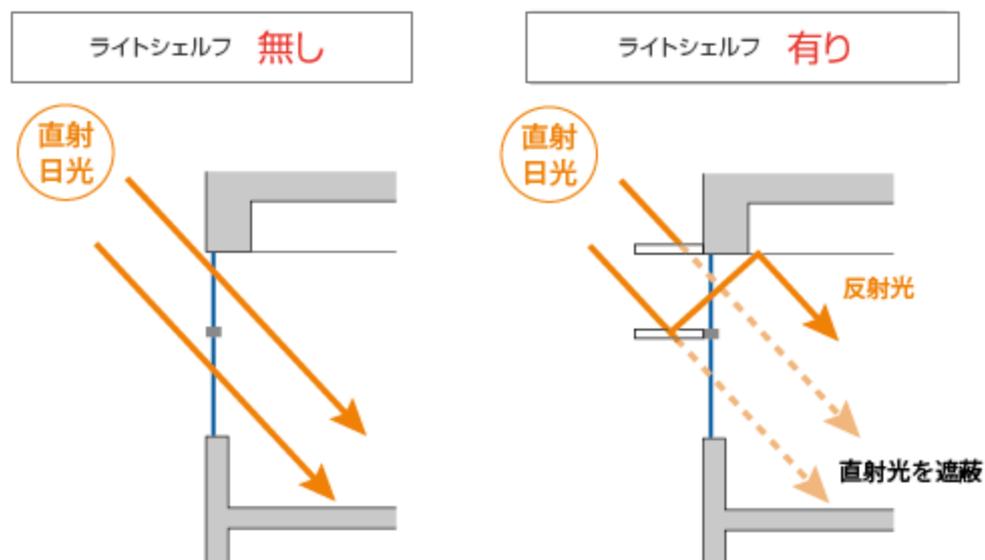
(2) 自然エネルギーの積極的利用

①自然換気

- ・卓越風に配慮し、建物の南北から自然通風を誘引できるよう検討します。
- ・トップライトによる自然換気システムの導入を検討します。

②自然採光

- ・居室はできるだけ外壁に面するように配置し、自然採光を積極的に確保します。
- ・ライトシェルフの導入を検討し、日中の照明負荷低減を検討します。



図：ライトシェルフイメージ

③雨水・井水利用

- ・雨水や井水を雑用水として地下ピットに貯留後、トイレ洗浄水や屋外散水への利用を検討し、上水使用量の低減を検討します。
- ・安定した地中熱温度が確保できる井水を利用した空調熱源の採用を検討します。

④太陽光利用

- ・クリーンなエネルギーの活用とランニングコスト縮減のため、太陽光パネルの設置を検討します。
- ・なお、停電時に太陽光パネルをバックアップ電源として利用できるよう必要な設備も検討します。

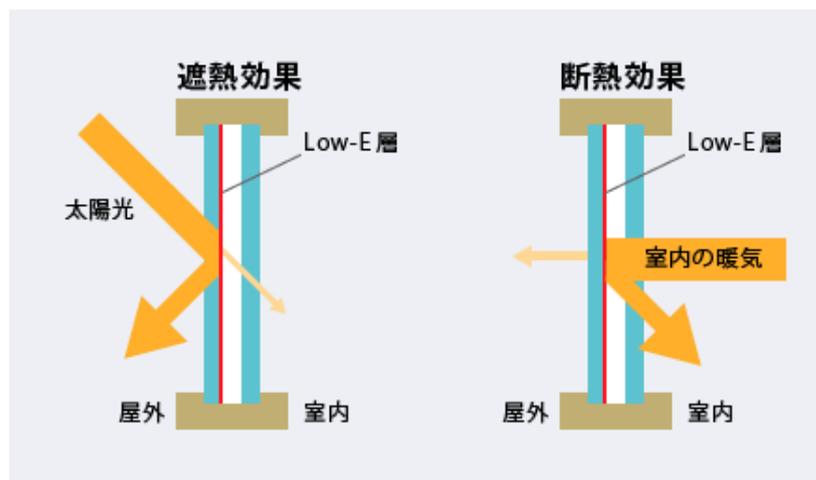
(3) 環境負荷低減の手法

①日射負荷の低減

- ・バルコニーの設置により、日射抑制を行います。
- ・屋上緑化（ルーフガーデン）による負荷抑制を検討します。

②建物の高断熱化

- ・複層ガラス・Low-Eガラスの採用などを行い、建物の高断熱化を検討します。



図：Low-Eガラスイメージ

2. 合理的で効率的な設備計画

(1) 基本的な考え方

設備計画については、快適な空間を提供するだけでなく、省エネルギーやランニングコストの低減を図る観点から、合理的で効率的な設備計画を進めます。なお、検討に当たっては、当初の導入コストも含めたライフサイクルコストも踏まえ計画を進めます。

(2) 空調設備

- ・庁舎と市民交流施設の利用時間帯を考慮し、熱源容量の最適化・効率化を検討します。
- ・経済動向による電気・ガスの料金変動に応じて、最適な運転配分となるベストミックス運転が可能なシステムを検討します。
- ・負荷の変動に合わせ、柔軟に対応できるシステムとします。
- ・床吹出による居住域空調を検討します。
- ・CO2センサーによる換気量制御を行い、空調負荷低減を図ります。

(3) その他

- ・LED照明器具の採用、人感・昼光センサー等の各種照明制御システムの導入により、照明負荷の低減を図ります。
- ・照明区分の細分化を図り、利用形態に応じて、点灯・消灯できる計画とします。

第7章 防災計画

1. 大規模災害に備える施設

(1) 基本的な考え方

- ・庁舎は、災害対策本部として、十分な役割を果たすことができるよう、免震構造などを採用し、信頼性の高い、災害時の業務継続に配慮した施設とします。
- ・市民交流施設は、地域交流棟のホールなどを活用して、災害時の物資受入れ、ボランティア受入れなど、災害支援活動にも活用できる施設とします。

(2) 自然災害への対応

①地震

- ・免震構造の採用なども含め、大地震に耐える構造の検討を行います。

②浸水

- ・掘削土を利用し、施設の1FLが標高56.7m以上となるよう敷地をかさ上げを行います。
- ・受変電設備や非常用発電機等の重要設備機器が浸水しないよう、設置階を検討します。
- ・敷地内に雨水貯留槽を設ける等の検討を行い、集中豪雨に対応します。

③暴風

- ・暴風による風圧力・飛来物に対し、十分な強度を持った外装材により、外壁の破損・脱落を防ぎます。

④落雷

- ・サーバー室等の重要機器に対して、雷サージからの保護を考慮し、SPD（避雷器）の設置を検討します。

(3) 各種バックアップを備えた施設

①電力

- ・商用電力の供給が遮断した場合においても業務の継続が行えるよう、非常用発電機を設置します。また、蓄電池の設置についてもライフサイクルコスト等を勘案のうえ、設計段階で検討します。

②給排水設備

- ・受水槽方式を採用するとともに、分散設置（上水用受水槽、雑用水用受水槽）により地震時における破損リスクの分散化を図ります。
- ・受水槽には緊急遮断弁を設置し、地震時の漏水を防止します。
- ・水道本管の遮断に備え、耐震性貯水槽の設置を検討します。
- ・井水、雨水利用による雑用水利用を検討します。
- ・受水槽及び地下ピットを利用した雑用水槽により、飲料水・雑用水を確保します。
- ・下水本管遮断に備え、非常用排水槽を地下ピット部に確保します。

第8章 周辺整備計画

1. 道路計画

(1) 基本的な考え方

新庁舎等の整備に併せて、周辺道路などについても安全性や利便性等の確保の観点から整備を計画的に進めていく必要があります。

(2) 交通動線（次ページ図参照）

主な交通動線は「第2章 配置計画」で想定したとおり、次ページの図のとおりとなっています。道路計画に当たっては、これらの交通動線等を踏まえ、安全性や利便性が確保できるよう事業を推進していく必要があります。

(3) 事業箇所

基本計画の策定段階では、主に次の4箇所について、道路整備を計画します。その他箇所については、整備効果、事業費等を踏まえ、必要に応じて整備を検討します。

①庁舎外周道路（下戸田戎町線・仲之町下戸田線・下戸田1号線・南本町下戸田線）

新庁舎等敷地外周部の4路線は、現状では道路幅員に狭い箇所があるため、自動車の対面通行が困難であり、歩道が未整備となっている区間があります。

庁舎外周道路については、新庁舎等敷地に隣接する道路にふさわしい安全性と利便性を確保する必要があります。そのため、これらの路線については、自動車の対面通行を可能にするとともに、歩行者が安全に通行できるよう整備します。

②庁舎東線（下戸田鹿野線）

庁舎東線は、新庁舎等への広域的なアクセスとなる国道175号と庁舎外周道路を結ぶ路線です。現状では、一部未整備となっている箇所があるため、未整備箇所の解消を図り、アクセスを改善します。

③庁舎南線（下戸田戎町線）

庁舎南線は、庁舎外周道路と一体となって近隣からのアクセスを担う路線です。現状では庁舎外周道路との接続箇所において、一部歩道が未整備になっている箇所があります。歩行者の安全性を確保するため、歩道整備を行います。

④庁舎西線（南旭町下戸田線）・県道17号線

庁舎西線及び県道17号線は、市南部からの主なアクセスとなる路線です。現状では、県道との接続部（交差点）において、信号や右折レーンが未整備である等の課題があります。そのため、県をはじめとする関係機関と調整・協議のうえ、県道17号線の交差点改良等を進めるとともに、併せて庁舎西線の歩道整備を行います。



図：敷地周辺道路の状況（破線囲み部は主な整備箇所を示す。）

（4）事業スケジュール

上記①から④の事業箇所については、関係機関との調整や用地取得の状況等により、進捗が左右されますが、新庁舎等の供用開始までに整備を進めます。

2. その他周辺整備計画

（1）公共交通結節点（バス交通アクセス）

市内外からの公共交通によるアクセスの利便性を高めるため、コミュニティバスの停留所、タクシー等の乗降に必要なスペースとして、庁舎敷地東側市道（下戸田戎町線）に隣接してスペースを設けます。

また、高速バスや路線バスが発着するバス営業所から新庁舎等までの利用者の利便性や安全性に配慮するため、関係機関等と調整協議のうえ、横断歩道などの整備を検討します。

（2）その他

新庁舎等へのアクセス性を向上させるため、周辺道路等に案内サイン標識等を適切に設置します。

また、新庁舎等周辺の回遊性を高めるため、ウォーキングコースやベンチなどの休憩スペースの整備を検討します。

第9章 事業計画

1. 事業計画

(1) 事業方式

施設整備に係る事業方式としては、主として次の手法が考えられます。基本構想では、発注者の発注意図の反映や事業スケジュールの早期化という観点から「従来方式」が望ましいとしていました。

基本計画においても、一般財源の負担を軽減することのできる有利な起債の活用などに向けて、事業の早期着手が求められることから「従来方式」により事業を推進することとします。なお、従来方式におけるデメリットを補完すべく、実施設計等において、VEやコストダウンの徹底等を図り、整備費の縮減を図ります。

事業方式	メリット	デメリット
従来方式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業期間を最も短くすることが可能 ・ 計画内容に発注者の意向を反映させやすい。 ・ 設計、施工を個別に発注するため、段階に応じて柔軟な業務の発注、実施、対応が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計・施工を個別に発注するため、事業費の縮減が限定的となる可能性がある。
E C I 方式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工者の固有技術や仮設計画を設計に反映できるため、事業費を縮減できる可能性がある。 ・ 設計時から施工を見据えてスケジュールが組めるため、職人不足等の施工者リスクを低減できる可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計者、施工者の各々の責任範囲を、発注者が明確に区分する必要がある。 ・ 設計者と施工者の作成するVE協働作業をチェックする専門的技能を持った技術スタッフや、発注支援者の選任が必要
D B 方式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計・施工に係る業務を一括で発注するため、事業費を早期に把握することが可能 ・ 施工会社のノウハウの活用により、事業費を縮減できる可能性がある。 ・ 着工までの必要な手続を終了させれば、設計期間終了前に建設工事を始めることも可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者選定のための準備期間が必要となるため事業が長期化する。 ・ 設計変更柔軟に対応できない懸念があり、発注後の意向反映が難しい。 ・ 設計品質・建物品質の確認するため、別途コンストラクションマネジメントに係る契約が必要とされる。

※上記のほかにP F I方式がありますが、期間や財源の有利性などの観点から本事業には適さないため、省略しています。

(2) 事業費と財源

①概算事業費

ア) 事業費

基本構想では、事業費全体で約 59 億円を見込んでいましたが、基本計画において整備内容をより具体的に検討した結果、施設規模等が増加したため、全体事業費は約 70 億円に増加しました。なお、事業費は計画段階での概算であるため、実施設計等において、さらに詳細の事業費を検討します。

項目	基本計画	基本構想(H28 策定)
新庁舎等建設工事費（設計費含む）	56.97 億円	43.44 億円
外構工事費	1.90 億円	1.90 億円
カナート跡地用地費・店舗解体費	3.49 億円	6.89 億円
現庁舎・マナビータ等解体費	3.80 億円	3.80 億円
引越・備品費等	3.81 億円	2.81 億円
合計	約 70 億円	約 59 億円

イ) 事業費の増減要因

基本構想策定時と比較して、事業費が増減した主な要因は次のとおりです。

i) 工事費（設計費含む。）

主として市民交流施設の面積が増加したため、工事費が 13.5 億円増加しました。

ii) カナート跡地用地費・店舗解体費

店舗解体に係る工事費が、想定より下回ったため、3.4 億円減少しました。

iii) 引越・備品費

市民交流施設の面積が増加したため、家具など必要な備品費が 1 億円増加しました。

②財源計画

基本構想では、財源として公共施設整備基金や財政調整基金を見込んでいましたが、平成 29（2017）年度に創設された、公共施設の適正管理を推進する自治体が活用できる公共施設等適正管理推進事業債の活用を検討します。事業費が基本構想と比較して増加しましたが、国の交付税措置がある起債を主たる財源として活用することで、市の実質的な負担は基本構想策定時と比較して約 2.6 億円の軽減を見込んでいます。

	財源計画					
	基本計画			基本構想（H28 策定）		
	事業費	国の交付税措置額	市の実質負担額	事業費	国の交付税措置額	市の実質負担額
公共施設等適正管理推進事業債	48.0 億円	17.3 億円	30.7 億円	0 億円	0 億円	0 億円
合併特例債	11.6 億円	8.1 億円	3.5 億円	17.0 億円	11.9 億円	5.1 億円
基金	10.3 億円	0 億円	10.3 億円	42.0 億円	0 億円	42.0 億円
合計	約 70 億円	約 25.5 億円	約 44.5 億円	約 59 億円	約 11.9 億円	約 47.1 億円

※市の実質負担額とは、事業費から国の交付税措置額を差引きしたものです。

(3) 運営管理計画

運営管理についての基本的な考え方は、次のとおりです。なお、詳細については、別に策定予定の運営管理計画において検討を進めます。

① 基本的な考え方

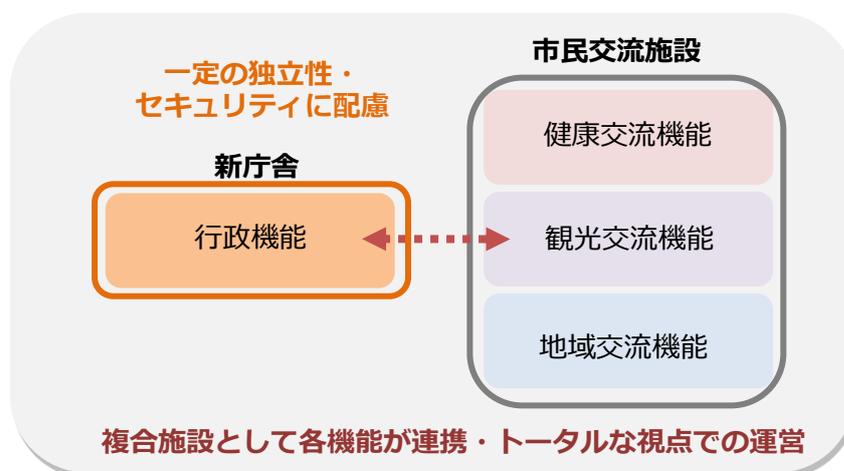
新庁舎等は、行政機能・健康交流機能・地域交流機能・観光交流機能の4つの機能を有する複合施設です。複合施設として、各機能が連携することでより効果的・効率的な事業効果を発現することが期待されます。

一方で、新庁舎は、行政窓口・執務機能や議会機能等を有していることから、一定の独立性を確保した運営管理を行う必要があります。

また、市民交流施設については、市民が主体となった活動と交流の場であるため、市民参画の視点などを踏まえた運営管理を行う必要があります。

それらを踏まえ、複合施設の利点を生かしながら、トータルな視点を持ちながら新庁舎及び市民交流施設のそれぞれの特性を生かした運営管理を検討します。

施設	運営に当たって特に留意すべき事柄
新庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・わかりやすい案内サービス、市民相談、窓口運営 ・個人情報・行政情報等のセキュリティ確保 ・市政情報等の効果的な情報発信 <p style="text-align: right;">など</p>
市民交流施設	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の参画と協働による運営管理 ・市民が利用しやすい快適な施設サービス（事業、開館日時、利用料金等） ・活動団体等の支援、ネットワーク化 <p style="text-align: right;">など</p>



②運営管理方式

現在、市役所は「直営」による運営管理、市民会館は「指定管理」による運営管理が行われています。

市役所は従来どおり直営による運営管理を行うことを基本としますが、市民交流施設では、従来有していなかった機能や専門性が高く民間事業者が運営することが望ましいと考えられる機能も有していることから、適切な運営管理方式（運営主体）を今後検討します。

手法	概要
直営 (部分委託含む。)	西脇市が直接運営し、管理を行う方式
指定管理者制度	西脇市が特定の事業者を「指定管理者」として指定し、運営、管理を委託する方式

なお、施設の清掃や点検などの維持管理業務については、新庁舎と市民交流施設一体で行うことが効率的であると考えられるため、最適な手法を検討します。

③ランニングコスト

施設のランニングコストについては、実施設計、運営管理計画の検討段階で詳細を検討します。ランニングコストのうち、運営に係る経費については、市民交流施設が従来にはなかった機能を一部有していることや、これまで以上に、多くの方の利用が期待されることから、多彩なソフト事業の実施に係る経費等など、既存施設と比較すると増加することが見込まれます。

一方で、維持管理に係る経費についても、利用増加や利用環境の改善等に伴い、増加することが見込まれますが、既存施設には導入されていない省エネ型の設備導入等を検討し、可能な限り縮減に努めます。

2. 現庁舎等跡地活用計画

市では、公共施設の最適化を推進するため、平成28（2016）年度に公共施設等総合管理計画を策定しています。同計画において、30年間で公共施設の延床面積を約4割削減することとしており、不要な施設、余剰資産については、除却、処分を進めていくこととしています。

そのため、現庁舎跡地においても同計画に基づき、処分・活用を進めます。なお、基本構想において、転用等を検討することとしていた健康づくりセンター及び生涯学習まちづくりセンターについては、基本計画策定段階においては、市の所管する公共施設としての転用は見込めないため、廃止のうえ、解体、処分することを基本的な方向性として、検討を進めます。

なお、処分方法については、市財政への貢献（処分収入や貸付収入の多寡）という観点だけでなく、周辺のまちづくり等に資する方法であるか等、公益的な観点からも望ましい処分・活用策を検討します。



図：現庁舎周辺見取図

表：現庁舎等跡地活用計画

施設名	建物	土地
市役所・市民会館	解体（老朽化）	処分（売買・貸付）
第二庁舎	解体（老朽化）	処分（売買・貸付）
健康づくりセンター	廃止（解体・処分を原則とし、検討）	処分（売買・貸付）を原則とし、検討
旧農業改良普及センター	解体（老朽化）	処分（売買・貸付）
旧西脇健康福祉事務所	貸付（社会福祉協議会）	貸付
車庫・駐車場	解体（老朽化）	処分（売買・貸付）
生涯学習まちづくりセンター （マナビータ・プラザ）	廃止（解体・処分を原則とし、検討）	処分（売買・貸付）を原則とし、検討

3. 事業スケジュール

市の重要な公共施設の耐震性能を確保するとともに、中心市街地のまちづくりを推進するものであるため、早期に事業効果を発揮する必要があります。また、活用を検討している財源の期限等を踏まえ、引き続き平成 32（2020）年度中の新庁舎等の工事完了を目指します。

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
基本設計	----->				
実施設計		----->			
建設地既存建物解体工事	----->				
新庁舎等建設工事			----->	----->	
新庁舎等供用開始					----->
現庁舎等跡地活用		----->	----->	----->	
現庁舎等解体工事					----->

図：事業スケジュール

用語（50音順）	解説
Is 値	耐震診断により算出される建物の耐震性能を表す指標。値が大きいほど耐震性が高い。
ECI 方式	実施設計段階から施工候補者が設計に参画する方式。施工者選定に当たっては、基本設計を用いて公募プロポーザルを行い、実施設計段階で施工者を交えた VE を行う。社会的に導入から期間がなく、実施事例が少ない。
オストメイト	ストーマ（人工肛門、人工膀胱）を使用している人
合併特例債	市町村合併に対する国の財政支援の一つ。合併後の新市が新市建設計画に基づいて行う建設事業及び基金の造成に対し、活用できる地方債で、事業費の 95% が充当され、元利償還金の 70% が普通交付税の基準財政需要額に算入される。
雷サージ	落雷により一時的に高電圧や異常な電流が生じること。
建築非構造部材	建築物の躯体以外の部分で、天井材や仕上げ材などのことを言う。躯体以外の部分であっても、地震で落下すると、人命に対し、甚大な影響を及ぼす。
ゲートウェイ	玄関口のこと。基本計画に掲げた観光交流機能のゲートウェイとは、観光交流機能そのものが来訪者の目的になるのではなく、市内及び中心市街地の地域資源への誘導するための機能を果たすことを期待している。
公共施設等適正管理推進事業債	公共施設の統廃合を推進する自治体に対する国の財政支援措置の一つ。公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき実施される公共施設の統廃合や庁舎の耐震化事業に対し充当される地方債で、最も有利なもの（集約化・複合化事業）で事業費の 90% に充当され、元利償還金の 50% が普通交付税の基準財政需要額に算入される。
サウンディング型市場調査	民間事業者から広く意見や提案を求め、対話を通じて、事業の市場性などを把握する調査方式
指定管理者制度	市が行う公共施設やインフラの管理運営を、株式会社や財団法人、NPO 法人などに代行させることができる制度。多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間のノウハウを活用しながら、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的とする。
従来方式	設計者、施工者をそれぞれ選定・発注する方式。公共事業では最も一般的な方式。設計者が作成した設計図書を仕様として、施工者へ発注する。
セキュリティライン	第三者から行政情報等を保護するため、第三者の立入りを制限する物理的な線引きのこと。
ソーシャルキャピタル	Social capital: 社会関係資本 定義は様々であるが、基本計画では地域社会における人々のつながり、相互関係、信頼関係やそれらを支える仕組みのこと示す。
DB 方式(デザインビルド)	設計者及び施工者を同時に選定・発注する方式。設計者及び施工者の選定に当たっては、設計図書ではなく要求水準により発注する。そのため、事前に要求水準を作成する必要がある。
東京湾平均海面	日本の土地の基準となる高さで、東京湾平均海面が標高 0m となる。

トップライト	採光用の天窗のこと。
中性化	硬化したコンクリート中の水酸化カルシウムが大気中の二酸化炭素の作用によって、徐々に炭酸カルシウムになり、コンクリートのアルカリ性が低下する現象。中性化が鉄筋位置まで達すると、鉄筋の不動態被膜が破壊され、水や酸素の浸透によって鉄筋が錆び、建造物の耐久性が損なわれる。
PFI方式	設計・施工・維持管理の全ての業務を一括発注する方式。発注先は、民間事業者が設立する「SPC（特別目的会社）」となる。SPCが資金の調達を行い、市が事業費を割賦方式により支払う。事業者選定前にPFI発注用の要求水準を作成する必要がある。
VE	「Value Engineering」の略。提示された設計図書に対して施設、整備の価値向上を目的に機能面、コスト面の観点から行われる技術提案
プライバシーレベル	届出相談等の業務に際し、個人情報保護等の観点から、ふさわしい水準のこと。
プロモーション	製品やサービスに対して、意識や関心を高め、購買行動につなげるために広く知ってもらうこと。
プロセニウム	プロセニウム（額縁）により、舞台と客席を区画した舞台形式
フリーアクセスフロア	躯体と床の間に一定の空間を設けることができ、配線などを通すことができる構造形式の床（二重床）のこと。
フレキシビリティ	可変性のこと。
メンテナンスバルコニー	常時出入りを想定したバルコニーではなく、外壁清掃等の維持管理の際などに利用するバルコニー
ユニバーサルデザイン	障がいのある方、高齢者、親子連れなど、誰もが利用しやすく配慮されたデザインの考え方
ライフサイクルコスト	建物の計画・設計から施工までの費用（イニシャルコスト）だけでなく、それらを含めた維持管理、改修、解体までに係る総費用のこと。
Low-E ガラス	板ガラスの表面に銀などの特殊膜を施したガラスで、遠赤外線の反射性能を高めることで、一般的なガラスと比較して高断熱を実現できる。

西脇市新庁舎・市民交流施設整備基本計画

【発行】平成30年8月

【発行者】西脇市

〒677-8511 兵庫県西脇市郷瀬町605

電話 0795-22-3111 (代表)

FAX 0795-22-1014



西脇市新庁舎・市民交流施設整備基本計画
平成30年8月